

一三九 同(橫錢重吉君紹介)(第七
三二号)

（第七六九号）

八八九号)

没動員学徒等の遺家族援護に関する

七五八号)

二〇五号	二二三 同(山口好一君外一名紹介)	二四〇 クリーニング業法の一部改正に関する請願(八田貞義君紹介)	二五七 生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願(西村彰一君紹介)	二七四 同(福田篤泰君紹介)
二〇六 同(坊秀男君紹介)	(第二一〇七号)	(第九三三三号)	二五八 未帰還者留守家族等援護法による療養給付適用期間延長に関する請願(西村彰一君紹介)	二七五 同外一件(浅沼稻次郎君紹介)
二〇七 未帰還者留守家族等援護法による療養給付適用期間延長等に関する請願(岡本隆一君紹介)	(第二一〇八号)	二四一 同(河野密君紹介)	二五九 クリーニング業法の一部改正に関する請願(矢尾喜三郎君紹介)	二七六 同(柳田秀一君紹介)
二〇八 同(加藤清二君紹介)	二二五 国立療養所の附添廃止反対等に関する請願(佐々木更三君紹介)	二四二 同(馬輝武君紹介)	二六〇 同(松岡駒吉君紹介)	二七七 同(三鍋養三君紹介)
二〇九 国民健康保険法の改悪反対に関する請願(八木一男君紹介)	二二六 理容業界の安定対策確立に関する請願(中馬辰猪君紹介)	二四三 同(山中貞則君紹介)	二六一 同(田中武夫君紹介)	二七八 国立療養所の附添廃止反対等に関する請願(柳田秀一君紹介)
(第九二二号)	二二七 同(大石武一君紹介)	二四四 同(有馬輝武君紹介)	二六二 同(上林山榮吉君紹介)	二七九 同外一件(岡本隆一君紹介)
二一〇 国立療養所の附添廃止反対に関する請願(八木一男君紹介)	二二八 同(川野芳満君紹介)	二四五 同(五島虎雄君紹介)	二六三 同(平田ヒデ君紹介)	(第二一四二号)
(第九二二号)	二二九 戦傷病再発医療費全額国庫負担に関する請願(福田昌子君紹介)	二四六 同(今井耕君紹介)	二六四 同(杉山元治郎君紹介)	二八一 戦傷病再発医療費全額国庫負担に関する請願(助川良平君紹介)
二一一 同(横路龍雄君紹介)	二三〇 同(二階堂進君紹介)	(第二一〇一六号)	二六五 国立療養所の附添廃止反対に関する請願(猪俣浩三君紹介)	(第二一〇四九号)
二一二 同(飛鳥田一雄君紹介)	二三一 同(平野三郎君紹介)	二四七 同(小島徹三君外一名紹介)	二六六 同(西村彰一君紹介)	二八二 同(柳田秀一君紹介)
二一三 同(山田長司君紹介)	二三二 同(能谷憲一君紹介)	(第二一〇一七号)	二六七 同(小澤佐重喜君紹介)	二八三 同(古井喜實君紹介)
二一四 同(中崎敏君紹介)	二三三 戦傷病者の割当雇用に関する請願(福田昌子君紹介)	二四八 同(池田清志君紹介)	二六八 同(稻葉修君紹介)	二八四 同(龜山孝一君紹介)
二一五 同(八木一男君紹介)	二三四 同(平野三郎君紹介)	二四九 同(床次徳二君外一名紹介)	二六九 同外一件(亘四郎君紹介)	二八五 同(中川俊思君紹介)
二一六 同外二件(山花秀雄君紹介)	二三五 同(能谷憲一君紹介)	(第二一〇一八号)	(第一一〇四八号)	二八六 同(首藤新八君紹介)
(第二一〇〇〇号)	二三六 同(池田清志君紹介)	二五〇 同(伊瀬幸太郎君紹介)	二七〇 同(山下春江君紹介)	二八七 同(有馬英治君紹介)
二一七 同(井手以誠君紹介)	二三七 医業類似業務行為の期限延長反対に関する請願(田中伊三次君紹介)	二五一 戦没報道班員遺家族に年金支給に関する請願(中馬辰猪君紹介)	二七一 同(三宅正一君紹介)	二八八 同(永山忠則君紹介)
二一八 同(稻村隆一君紹介)	二三八 同外一件(柳田秀一君紹介)	二五二 美容師法制定に関する請願(菅野和太郎君紹介)	二七二 同(八木一男君紹介)	二八九 健康保険による医療費の被保険者負担反対に関する請願(細野三千雄君紹介)
二一九 同(中村英男君紹介)	(第一一〇〇九号)	二五三 上水道地盤変動対策事業の継続施行に関する請願(赤松勇君紹介)	二七三 同(櫻内義雄君紹介)	二九〇 戦傷病者の割当雇用に関する請願(助川良平君紹介)
二二〇 同(福井順一君紹介)	二三九 同(小川半次君紹介)	二五四 理容業界の安定対策確立に関する請願(外五件(浅沼稻次郎君紹介)	二七四 同(古井喜實君紹介)	二九一 同(古井喜實君紹介)
二二一 同(大野市郎君紹介)	(第一一〇一〇号)	二五五 同外二件(松岡駒吉君紹介)	二七五 同(福田篤泰君紹介)	
二二二 同外一件(山下春江君紹介)		二五六 同(足立篤郎君紹介)	二七六 同(柳田秀一君紹介)	
(第一一〇一〇号)		二五七 同(足立篤郎君紹介)	二七七 同(三鍋養三君紹介)	

- 五六号) 二九二 同(龜山孝一君紹介)(第一
○五七号) 二九三 同(中川俊思君紹介)(第一
○五八号) 二九四 同(有馬英治君紹介)(第一
○九二号) 二九五 同(首藤新八君紹介)(第一
○九三号) 二九六 同(小川半次君紹介)(第一
○九四号) 二九七 同(廣瀬正雄君紹介)(第一
○九五号) 二九八 未帰還者留守家族等の援護
強化に関する請願(山下榮二君紹
介)(第一〇五九号)
二九九 同(菅太郎君紹介)(第一一
六〇号)
三〇〇 技能者養成機関の助成費国
庫補助に関する請願(永山忠則君
紹介)(第一〇八九号)
三〇一 未帰還者留守家族等援護法
による医療給付適用期間延長等
に関する請願(外一件)(奥村又十郎君
紹介)(第一〇九六号)
三〇二 生活保護法の最低生活基準
額引上げ等に関する請願(福田篤
泰君紹介)(第一一〇三号)
三〇三 同(福田篤泰君紹介)(第一
一〇六号)
三〇四 東京都に結核ア・ター・ケ
ア施設設置等に関する請願(福田
篤泰君紹介)(第一一〇四号)
三〇五 健康保険給付の制限反対等
に関する請願(福田篤泰君紹介)
(第一一〇五号)
三〇六 戦没者遺族等の援護強化に
関する請願(野依秀市君紹介)(第
一一〇七号)
三〇七 同(外二件)(永山忠則君紹介)
- (第一一三三号) 三〇八 同(石橋政嗣君紹介)(第一
一三四号)
三〇九 医療類似療術行為の期限延
長反対に関する請願(生田安一君
紹介)(第一一二九号)
三一〇 同(吉田重延君紹介)(第一
一三〇号)
三一〇 同(逢澤寛君紹介)(第一一
三二一号)
三一〇 同(外一件)(岡本隆一君紹介)
(第一一二三三号)
三一三 美容師法制定に関する請願
(楠兼次郎君紹介)(第一一二三六号)
三一四 中国人労働者遺骨送還
に関する請願(柳田秀一君紹介)
(第一一二七号)
三一五 美容師法制定に関する請願
(額綱彌三君紹介)(第一一二六号)
三一六 同(小山長規君紹介)(第一
一二七号)
三一七 医療審査による未回復者退
所反対に関する請願(外一件)(福井
順一君紹介)(第一一二八号)
三一八 生活保護法の最低生活基準
額引上げに関する請願(外一件)(福
井順一君紹介)(第一一二九号)
三一九 国立療養所の附添廃止反対
に関する請願(河野密君紹介)(第
一二三〇号)
三二〇 同(三輪壽壯君紹介)(第一
一二三二一号)
三二〇 同(外一件)(岡本隆一君紹介)
(第一一二三三号)
三二二 同(坂本泰良君紹介)(第一
一二三三三号)
三二三 同(吉川兼光君紹介)(第一
一二三四号)
三二四 同(齋藤憲三君紹介)(第一
一二三五号)
- 三二五 同(岡崎英城君紹介)(第一
一二三六号)
三二六 同(帆足計君外一名紹介)
(第一一二三七号)
三二七 同(關谷勝利君紹介)(第一
一二三八号)
三二八 同(草野一郎平君紹介)(第
一二三九号)
三二九 同(福井順一君紹介)(第一
一二四〇号)
三三〇 医療扶助審議会の設置反対
に関する請願(福井順一君紹介)
(第一一二四一号)
三三一 クリーニング業法の一部改
正に関する請願(吉川兼光君紹介)
(第一一二四二号)
三三二 同(細野三千雄君紹介)(第
一二四三三号)
三三三 同(神近市子君紹介)(第一
一二四四号)
三三四 同(井谷正吉君外二名紹介)
(第一一二四五号)
三三五 同(田子一民君紹介)(第一
一二四六号)
三三六 同(前田正男君紹介)(第一
一二四七号)
三三七 同(草野一郎平君紹介)(第
一二四八号)
三三八 医療類似療術行為の期限延
長反対に関する請願(川崎末五郎
君紹介)(第一一二四九号)
三三九 理容業界の安定対策確立に
関する請願(三輪壽壯君紹介)(第
一二五〇号)
三四〇 国立療養所の附添廃止反対
に関する請願(柳田秀一君紹介)
(第一一二七一号)
三四一 同(松前重義君紹介)(第一
一二七二号)
- 三四二 同(吉川兼光君紹介)(第一
一二七三三号)
三四三 同(外一件)(勝間田清一君紹
介)(第一一二七四号)
三四四 療術の規制促進に関する請
願(野澤清人君紹介)(第一一二七五
号)
三四五 戦傷病者再発医療費全額国庫
負担に関する請願(岡崎英城君紹
介)(第一一二七六号)
三四六 未帰還者留守家族等援護法
による療養給付適用期間延長に
関する請願(川村藤義君紹介)(第
一二七七号)
三四七 医療扶助審議会の設置反対
に関する請願(中原健次君紹介)
(第一一二七八号)
三四八 クリーニング業法の一部改
正に関する請願(木下哲君紹介)
(第一一二七九号)
三四九 同(佐竹晴記君紹介)(第一
一二八〇号)
三五〇 同(成田知巳紹介)(第一二
八二八号)
三五一 同(淡谷悠蔵君紹介)(第一
一二八二二号)
三五二 美容師法制定に関する請願
(田村元君紹介)(第一一二八三三号)
三五三 理容業界の安定対策確立に
関する請願(野田武夫君紹介)(第
一二八四四号)
三五四 国民健康保険法の改悪反対
に関する請願(齋藤憲三君紹介)
(第一一二八五号)
三五五 未復員患者の医療区分撤廃
等に関する請願(福井順一君紹介)
(第一一二七七号)
三五六 国民健康保険法の改悪反対
等に関する請願(外三件)(福井順一
- 君紹介)(第一一二七八号)
三五七 同(佐々木更三君紹介)(第
一二七九号)
三五八 身体障害者自立資金予算復
活に関する請願(上林山榮吉君紹
介)(第一一二八一号)
三五九 美容師法制定に関する請願
(三田村武夫君紹介)(第一一二八三
号)
三六〇 戦傷病者の制当雇用に関す
る請願(松浦東介君紹介)(第一一
二八四号)
三六一 クリーニング業法の一部改
正に関する請願(加藤常太郎君紹
介)(第一一二八五号)
三六二 同(廣瀬正雄君紹介)(第一
一二八六号)
三六三 同(西村力弥君紹介)(第一
一二八七号)
三六四 同(南好雄君紹介)(第一一
二八八号)
三六五 国立療養所の附添廃止反対
に関する請願(小笠原八十美君紹
介)(第一一二八九号)
三六六 同(小川半次君紹介)(第一
一二九〇号)
三六七 国立療養所の附添廃止反対
等に関する請願(保科善四郎君紹
介)(第一一二九一三号)
三六八 国立療養所の附添廃止反対
に関する請願(塚田十一郎君紹介)
(第一一二九一五号)
三六九 同(神近市子君紹介)(第一
一二九二二号)
三七〇 同(中村時雄君紹介)(第一
一二九三三号)
三七一 同(中原健次君紹介)(第一
一二九四四号)
三七二 同(西村彰一君紹介)(第一

昭和三十年七月二十九日

五五五 青年義勇隊員の処遇に関する請願
（中村三之丞君紹介）（第一六四六号）

三八八 身体障害者の更生資金制度
実現に関する請願（保科善四郎君
紹介）（第一六四七号）

三八九 健康保険制度確立等に関す
る請願（松井政吉君紹介）（第一六
四八号）

三九〇 医業類似療術行為の期限延
長反対に関する請願（五島虎雄君
紹介）（第一六四九号）

三九一 上水道地盤変動対策事業の
継続施行に関する請願（井谷正吉
君紹介）（第一六六一号）

三九二 美容師法制定に関する請願
（淺香忠雄君紹介）（第一七五二号）

三九三 昭和三十年年度国民健康保険
関係予算確保に関する請願（井谷
正吉君紹介）（第一七五三号）

三九四 医療扶助審議会の設置反対
に関する請願（日井莊一君
紹介）（第一七五四号）

三九五 戦傷病再発医療費全額国庫
負担に関する請願（高村坂彦君紹
介）（第一七五五号）

三九六 戦傷病者の制当雇用に関す
る請願（高村坂彦君紹介）（第一七
五六号）

三九七 医業類似療術行為の期限延
長反対に関する請願（木崎茂男君
紹介）（第一七五七号）

三九八 健康保険法の一部改正反対
に関する請願（田中武夫君紹介）
（第一七八号）

三九九 同（渡海元三郎君紹介）（第
一七五九号）

四〇〇 同外一件（日井莊一君紹介）
（第一七六〇号）

四〇一 結核アフター・ケア施設拡
充に関する請願（日井莊一君紹介）
（第一七六一号）

四〇二 未復員患者の医療区分撤廃
等に関する請願（横鏡重吉君紹介）
（第一七六二号）

四〇三 未帰還者留守家族等援護法
による医療給付適用期間延長等
に関する請願（猪俣浩三君紹介）（第
一七六三号）

四〇四 国立療養所の附添廃止反対
に関する請願（田中武夫君紹介）
（第一七六四号）

四〇五 同（矢尾喜三郎君紹介）（第
一七六五号）

四〇六 同（柳田秀一君紹介）（第
一七六六号）

四〇七 同（渡海元三郎君紹介）（第
一七六七号）

四〇八 同（横鏡重吉君紹介）（第
一七六八号）

四〇九 同外四件（日井莊一君紹介）
（第一七六九号）

四一〇 同（水谷長三郎君紹介）（第
一七七〇号）

四一一 国立療養所の附添廃止反対
に関する請願（柳田秀一君紹介）
（第一七七一号）

四一二 同外一件（川崎末五郎君紹
介）（第一七七二号）

四一三 クリーニング業法の一部改
正に関する請願（三輪壽壯君紹介）
（第一七七三号）

四一四 同（奥村又十郎君紹介）（第
一七七四号）

四一五 同（前田榮之助君紹介）（第
一七七五号）

四一六 同（穂積七郎君紹介）（第
一七七六号）

四一七 同（宇田耕二君紹介）（第
一七七七号）

四一八 同（丹羽兵助君外一名紹介）
（第一七七八号）

四一九 同（中川俊思君紹介）（第
一七七九号）

四二〇 同（木崎茂男君紹介）（第
一七八〇号）

四二一 同（日濱仁吉君紹介）（第
一七八一号）

四二二 クリーニング業法の一部改
正に関する請願（井堀繁雄君紹介）
（第一八四二号）

四二三 同（岡良一君紹介）（第
一八四三号）

四二四 同（綱島正興君紹介）（第
一八四四号）

四二五 同（眞鍋儀十君紹介）（第
一八四五号）

四二六 美容師法制定に関する請願
（徳安實藏君紹介）（第一八四五号）

四二七 医業類似療術行為の期限延
長反対に関する請願（今澄男君紹
介）（第一八四六号）

四二八 戦傷病再発医療費全額国庫
負担に関する請願（今澄男君紹介）
（第一八四七号）

四二九 戦傷病者の制当雇用に関す
る請願（今澄男君紹介）（第一八四
八号）

四三〇 国立療養所の附添廃止反対
に関する請願（小林郁君紹介）（第
一八四九号）

四三一 同（鈴木善幸君紹介）（第
一八五〇号）

四三二 同（山花秀雄君紹介）（第
一八五一号）

四三三 健康保険費増額に関する請
願（日井莊一君紹介）（第一八五二
号）

四三四 生活保護費増額に関する請
願（日井莊一君紹介）（第一八五三
号）

四三五 クリーニング業法の一部改
正に関する請願（長谷川四郎君紹
介）（第一九七七号）

四三六 同（杉浦武雄君紹介）（第
一九七八号）

四三七 同（嶋山一郎君紹介）（第
一九七九号）

四三八 同（井堀繁雄君紹介）（第
一九八〇号）

四三九 同（田万廣文君紹介）（第
一九八一号）

四四〇 同（愛知揆一君紹介）（第
一九八二号）

四四一 同（川野芳満君紹介）（第
一九八三号）

四四二 同（今村等君紹介）（第一九
八四号）

四四三 同（福井盛太君紹介）（第
一九八五号）

四四四 同（小松幹君紹介）（第一九
八六号）

四四五 同（井手以誠君紹介）（第二
〇二九号）

四四六 同（辻政信君紹介）（第二〇
三〇号）

四四七 同（松澤雄蔵君紹介）（第二
〇三一号）

四四八 同（徳田與吉郎君紹介）（第
二〇三二号）

四四九 同（櫻内義雄君紹介）（第二
〇三三号）

四五〇 同（藤本捨助君紹介）（第二
〇三四号）

四五一 同外一件（林博君紹介）（第
二〇三五号）

- 六二七 同(小松幹君紹介)(第二六四八号)
- 六二八 同(高津正道君紹介)(第二六四九号)
- 六二九 同(八百板正君紹介)(第二六五〇号)
- 六三〇 同(辻原弘市君紹介)(第二六一一号)
- 六三一 同(柳田秀一君紹介)(第二六一二号)
- 六三二 同(岡本隆一君紹介)(第二六一三三号)
- 六三三 同(加賀田進君紹介)(第二六五四号)
- 六三四 同(志村茂治君紹介)(第二六五五号)
- 六三五 同(飛鳥田一雄君紹介)(第二六五六号)
- 六三六 同(井谷正吉君紹介)(第二六五七号)
- 六三七 同(赤澤正道君紹介)(第二六五八号)
- 六三八 同(淡谷修蔵君紹介)(第二六五九号)
- 六三九 未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長等に関する請願(永山忠則君紹介)(第二五二四二号)
- 六四〇 健康保険における医療給付費の二割国庫負担等に関する請願(岡良一君紹介)(第二五七五五号)
- 六四一 同(岡良一君紹介)(第二五九五五号)
- 六四二 身体障害者の更生資金制度実現に関する請願(田村元君紹介)(第二五七六六号)
- 六四三 未帰還者留守家族等の援護強化に関する請願(日井莊一君紹介)(第二五八〇号)
- 六四四 崎津地区の水道敷設促進に関する請願(吉田重延君紹介)(第二五九六六号)
- 六四五 理容美容業における徒弟制度復活反対に関する請願(成田知巳君紹介)(第二六六一一号)
- 六四六 医療類似療術行為の期限延長反対に関する請願(野原覺君紹介)(第二六六二二号)
- 六四七 未帰還者留守家族等援護法に関する請願(前田榮之助君紹介)(第二六六三三号)
- 六四八 結核予防法の一部改正に関する請願(野原覺君紹介)(第二六六四四号)
- 六四九 戦没軍属遺家族の援護強化に関する請願(南好雄君紹介)(第二六六五五号)
- 六五〇 戦傷病者の割当雇用に關する請願(周東英雄君紹介)(第二七〇一〇号)
- 六五一 戦傷病再発医療費全額国庫負担に関する請願(周東英雄君紹介)(第二七〇二二号)
- 六五二 クリーニング業法の一部改正に関する請願(平岡忠次郎君紹介)(第二七〇三三号)
- 六五三 同(千葉三郎君紹介)(第二七〇四四号)
- 六五四 同(山本猛夫君紹介)(第二七〇五五号)
- 六五五 美容師法制定に関する請願(岡崎英城君紹介)(第二七〇六六号)
- 六五六 理容師美容師法の一部改正反対に関する請願(千葉三郎君紹介)(第二七〇七七号)
- 六五七 国立公園施設整備費国庫補助復活に関する請願(中馬辰猪君紹介)(第二七〇八八号)
- 六四八 同(山本猛夫君紹介)(第二七〇九九号)
- 六四九 同(原捨思君紹介)(第二七一〇〇号)
- 六五〇 健康保険法等の一部改正に関する請願(森山欽司君紹介)(第二七一〇一一号)
- 六五一 同(千葉三郎君紹介)(第二七一〇二二号)
- 六五二 同(眞鍋儀十君紹介)(第二七一〇三三号)
- 六五三 強制医療分業反対に関する請願(秋田大助君紹介)(第二七一〇四四号)
- 六五四 同(安藤正純君紹介)(第二七一〇五五号)
- 六五五 同(淺香忠雄君紹介)(第二七一〇六六号)
- 六五六 同(赤城宗徳君紹介)(第二七一〇七七号)
- 六五七 同(有田喜一君紹介)(第二七一〇八八号)
- 六五八 同(相川勝六君紹介)(第二七一〇九九号)
- 六五九 同(有馬英治君紹介)(第二七一〇一〇〇号)
- 六六〇 同(芦田均君紹介)(第二七一〇一一一号)
- 六六一 同(植木庚子郎君紹介)(第二七一〇一二二号)
- 六六二 同(伊東隆治君紹介)(第二七一〇一三三号)
- 六六三 同(石田博英君紹介)(第二七一〇一四四号)
- 六六四 同(今井耕君紹介)(第二七一〇一五五号)
- 六六五 同(大養健君紹介)(第二七一〇一六六号)
- 六六六 同(池田清志君紹介)(第二七一〇一七七号)
- 六六七 同(伊東若男君紹介)(第二七一〇一八八号)
- 六六八 同(石坂繁君紹介)(第二七一〇一九九号)
- 六六九 同(稻葉修君紹介)(第二七一〇二〇〇号)
- 六七〇 同(日井莊一君紹介)(第二七一〇二一一号)
- 六七一 同(宇都宮徳馬君紹介)(第二七一〇二二二号)
- 六七二 同(宇田耕一君紹介)(第二七一〇二三三号)
- 六七三 同(植村武一君紹介)(第二七一〇二四四号)
- 六七四 同(江崎眞澄君紹介)(第二七一〇二五五号)
- 六七五 同(小川半次君紹介)(第二七一〇二六六号)
- 六七六 同(大坪保雄君紹介)(第二七一〇二七七号)
- 六七七 同(岡崎英城君紹介)(第二七一〇二八八号)
- 六七八 同(小山長規君紹介)(第二七一〇二九九号)
- 六七九 同(大倉三郎君紹介)(第二七一〇三〇〇号)
- 七八〇 同(奥村又十郎君紹介)(第二七一〇三一〇号)
- 七八一 同(大野市郎君紹介)(第二七一〇三二〇号)
- 七八二 同(大高康君紹介)(第二七一〇三三〇号)
- 七八三 同(大村清一君紹介)(第二七一〇三四〇号)
- 七八四 同(大森玉木君紹介)(第二七一〇三五〇号)
- 七八五 同(大石武一君紹介)(第二七一〇三六〇号)
- 七八六 同(小澤佐重喜君紹介)(第二七一〇三七〇号)
- 七八七 同(大久保留次郎君紹介)(第二七一〇三八〇号)
- 七八八 同(小笠公韶君紹介)(第二七一〇三九〇号)
- 七八九 同(川野芳滿君紹介)(第二七一〇四〇〇号)
- 七九〇 同(加藤精三君紹介)(第二七一〇四一〇号)
- 七九一 同(薄田美朝君紹介)(第二七一〇四二〇号)
- 七九二 同(加藤高藏君紹介)(第二七一〇四三〇号)
- 七九三 同(曾野和太郎君紹介)(第二七一〇四四〇号)
- 七九四 同(川崎末五郎君紹介)(第二七一〇四五〇号)
- 七九五 同(北澤直吉君紹介)(第二七一〇四六〇号)
- 七九六 同(木崎茂男君紹介)(第二七一〇四七〇号)
- 七九七 同(菊池義郎君紹介)(第二七一〇四八〇号)
- 七九八 同(吉川久衛君紹介)(第二七一〇四九〇号)
- 七九九 同(草野一郎平君紹介)(第二七一〇五〇〇号)
- 八〇〇 同(熊谷憲一君紹介)(第二七一〇五一〇号)
- 八〇一 同(楠美省吾君紹介)(第二七一〇五二〇号)
- 八〇二 同(倉石忠雄君紹介)(第二七一〇五三〇号)
- 八〇三 同(小枝一雄君紹介)(第二七一〇五四〇号)
- 八〇四 同(小林郁君紹介)(第二七一〇五五〇号)
- 八〇五 同(小林錦君紹介)(第二七一〇五六〇号)
- 八〇六 同(小林錦君紹介)(第二七一〇五七〇号)

[illegible]

八〇一 同(本名武君紹介)×第二九〇八号)	二七号)	九六五号)	八五六 同(周東英雄君紹介)×第二九七八号)	〇五八号)
八〇二 同(眞崎勝次君紹介)×第二九〇九号)	八二一 同(山本勝市君紹介)×第二九二八号)	八三九 同(五十嵐吉藏君紹介)×第三〇三八号)	八五七 同(足立篤郎君紹介)×第二九七九号)	八七六 同(成田知巳君紹介)×第三〇五九号)
八〇三 同(眞鍋機十君紹介)×第二九一〇号)	八二二 同(山本正一君紹介)×第二九二九号)	八四〇 同(古島義英君紹介)×第三〇三九号)	八五八 同(小平久雄君紹介)×第二九八〇号)	八七七 同(風見章君紹介)×第三〇六〇号)
八〇四 同(前尾繁三郎紹介)×第二九一一号)	八二三 同(山本友一君紹介)×第二九三〇号)	八四一 同(松永東君紹介)×第三〇四〇号)	八五九 同(荒船清十郎君紹介)×第二九八一号)	八七八 同(下川儀太郎君紹介)×第三〇六一号)
八〇五 同(前田房之助君紹介)×第二九一二号)	八二四 同(吉田重延君紹介)×第二九三一号)	八四二 同(川島金次君紹介)×第三〇四一号)	八六〇 同(神田博君紹介)×第二九八二号)	八七九 同(長谷川保君紹介)×第三〇六二号)
八〇六 同(前田正男君紹介)×第二九一三号)	八二五 同(米田吉盛君紹介)×第二九三二号)	八四三 失業対策事業に対する就労者わく増加に関する請願(中馬辰猪君紹介)×第二九六六号)	八六一 同(薄田美朝君紹介)×第三〇四四号)	八八〇 同(森島守人君紹介)×第三〇六三号)
八〇七 同(松浦東介君紹介)×第二九一四号)	八二六 同(渡邊良夫君紹介)×第二九三三号)	八四四 旧軍艦陸奥の遺体引揚げ促進に関する請願(眞崎勝次君紹介)×第二九六七号)	八六二 同(野依秀市君紹介)×第三〇四五号)	八八一 同(神近市子君紹介)×第三〇六四号)
八〇八 同(松岡松平君紹介)×第二九一五号)	八二七 同(亘四郎君紹介)×第二九三四号)	八四五 未帰還者留守家族等の援護強化に関する請願(藤本捨助君紹介)×第二九六八号)	八六三 同(加藤常太郎君紹介)×第三〇四六号)	八八二 同(星島二郎君紹介)×第三〇六五号)
八〇九 同(松澤雄藏君紹介)×第二九一六号)	八二八 同(堀川恭平君紹介)×第二九三五号)	八四六 同(宮澤胤男君紹介)×第二九六九号)	八六四 同(植原悦二郎君紹介)×第三〇四七号)	八八三 理容師美容師法の一部改正に関する請願(大野市郎君紹介)×第三〇六六号)
八一〇 同(松永東君紹介)×第二九一七号)	八二九 同(山本猛夫君紹介)×第二九三六号)	八四七 同(保科善四郎君紹介)×第三〇六八号)	八六五 同(細瀧彌三君紹介)×第三〇四八号)	八八四 在華日本人遺骨の慰霊並びに遺骨引取りに関する請願(柳田秀一君紹介)×第三〇六七号)
八一一 同(松野頼三君紹介)×第二九一八号)	八三〇 医業類似療術行為の期限延長反対に関する請願(菅野和太郎君紹介)×第二九五九号)	八四八 志布志町に授産所設置の請願(二階堂進君外三名紹介)×第二九七〇号)	八六六 同(上林山榮吉君紹介)×第三〇四九号)	八八五 母子福祉法制定に関する請願(米田吉盛君紹介)×第三〇六九号)
八一二 同(三浦一雄君紹介)×第二九一九号)	八三一 健康保険法等の一部改正に関する請願(林博君紹介)×第二九六〇号)	八四九 強制医業分業に関する請願(大平正芳君紹介)×第二九七一号)	八六七 同(山口好一君紹介)×第三〇五〇号)	八八六 健康保険法等の一部改正に関する請願(保利茂君紹介)×第三一三六号)
八一三 同(村上勇君紹介)×第二九二〇号)	八三二 同(大島秀一君紹介)×第二九六一号)	八五〇 同(平野三郎君紹介)×第二九七二号)	八六八 同(高見三郎君紹介)×第三〇五一号)	八八七 同(成田知巳君紹介)×第三一八六号)
八一四 同(村上勇君紹介)×第二九二一号)	八三三 同(山口好一君紹介)×第三〇四二号)	八五一 同(伊藤郷一君紹介)×第二九七三三三)	八六九 同(山手満男君紹介)×第三〇五二号)	八八八 同(井手以誠君紹介)×第三一八七号)
八一五 同(栗山博君紹介)×第二九二二二二)	八三四 同(田中角榮君紹介)×第三〇四三三三)	八五二 同(木村俊夫君紹介)×第二九七四四四)	八七〇 同(田中久雄君紹介)×第三〇五三三三)	八八九 同(相川勝六君紹介)×第三一八八号)
八一六 同(森清君紹介)×第二九二三三三)	八三五 クリーニング業法の一部改正に関する請願(清瀬一郎君紹介)×第二九六二二二)	八五三 同(青木正君紹介)×第二九七五五五)	八七一 同(山本榮吉君紹介)×第三〇五四四四)	八九〇 同(大坪保雄君紹介)×第三一八九号)
八一七 同(森下國雄君紹介)×第二九二四四四)	八三六 同(松山義雄君紹介)×第二九六三三三)	八五四 同(松山義雄君紹介)×第二九七六六六)	八七二 同(横井太郎君紹介)×第三〇五五五五)	八九一 クリーニング業法の一部改正に関する請願(橋本龍伍君紹介)×第三一三七七号)
八一九 同(山中貞則君紹介)×第二九二五五五)	八三七 同(青木正君紹介)×第二九六四四四)	八五五 同(内田常雄君紹介)×第二九七七七七)	八七三 同(牧野良三君紹介)×第三〇五六六六)	
八二〇 同(山崎巖君紹介)×第二九二六六六)	八三八 同(福永健司君紹介)×第二九六五五五)		八七四 同(阿左美廣治君紹介)×第三〇五七七七)	
			八七五 同(阿部五郎君紹介)×第三〇五八八八)	

社会労働委員会議録第五十三号

[illegible]

- 九七八 同(小坂善太郎君紹介)(第三八二二号)
- 九七九 同(中馬辰猪君紹介)(第三八二三号)
- 九八〇 同(眞崎勝次君紹介)(第三八二四号)
- 九八一 同(淵上房太郎君紹介)(第三八二五号)
- 九八二 同(木下哲君紹介)(第三八二六号)
- 九八三 同(田中利勝君紹介)(第三八二七号)
- 九八四 健康保険法等の一部に關する請願(阿左美廣治君紹介)(第三八四一號)
- 九八五 同(阿部五郎君紹介)(第三八四二號)
- 九八六 同(青木正君紹介)(第三八四三號)
- 九八七 同(青野武一君紹介)(第三八四四號)
- 九八八 同(赤城宗徳君紹介)(第三八四五號)
- 九八九 同(赤松勇君紹介)(第三八四六號)
- 九九〇 同(外一件(黄々久保重光君紹介)(第三八四七號)
- 九九一 同(淺香忠雄君紹介)(第三八四八號)
- 九九二 同(足鹿覺君紹介)(第三八四九號)
- 九九三 同(足立篤郎君紹介)(第三八五〇號)
- 九九四 同(飛鳥田一雄君紹介)(第三八五一號)
- 九九五 同(荒船清十郎君紹介)(第三八五二號)
- 九九六 同(有田喜一君紹介)(第三八五三號)
- 九七七 同(有馬英治君紹介)(第三八五四號)
- 九七八 同(有馬輝君武紹介)(第三八五五號)
- 九八九 同(淡谷修藏君紹介)(第三八五六號)
- 一〇〇〇 同(赤路友藏君紹介)(第三八五七號)
- 一〇〇一 同(外一件(小笠公昭君紹介)(第三八五八號)
- 一〇〇二 同(五十嵐吉藏君紹介)(第三八五九號)
- 一〇〇三 同(外一件(井岡大治君紹介)(第三八六〇號)
- 一〇〇四 同(井谷正吉君紹介)(第三八六一號)
- 一〇〇五 同(外一件(井手以誠君紹介)(第三八六二號)
- 一〇〇六 同(井出一太郎君紹介)(第三八六三號)
- 一〇〇七 同(伊藤好道君紹介)(第三八六四號)
- 一〇〇八 同(外一件(猪俣浩三君紹介)(第三八六五號)
- 一〇〇九 同(池田勇人君紹介)(第三八六六號)
- 一〇一〇 同(石田博英君紹介)(第三八六七號)
- 一〇一一 同(石田有全君紹介)(第三八六八號)
- 一〇一二 同(石橋政嗣君紹介)(第三八六九號)
- 一〇一三 同(石村英雄君紹介)(第三八七〇號)
- 一〇一四 同(外一件(石山權作君紹介)(第三八七一號)
- 一〇一五 同(稻村隆一君紹介)(第三八七二號)
- 一〇一六 同(今松治郎君紹介)(第三八七三號)
- 一〇一七 同(宇田耕一君紹介)(第三八七四號)
- 一〇一八 同(外一件(宇都宮徳馬君紹介)(第三八七五號)
- 一〇一九 同(外一件(植木庚子郎君紹介)(第三八七六號)
- 一〇二〇 同(植原悦二郎君紹介)(第三八七七號)
- 一〇二一 同(外三件(遠藤三郎君紹介)(第三八七八號)
- 一〇二二 同(小川豊明君紹介)(第三八七九號)
- 一〇二三 同(大倉三郎君紹介)(第三八八〇號)
- 一〇二四 同(大島秀一君紹介)(第三八八一號)
- 一〇二五 同(大高康君紹介)(第三八八二號)
- 一〇二六 同(大西正道君紹介)(第三八八三號)
- 一〇二七 同(大橋武夫君紹介)(第三八八四號)
- 一〇二八 同(外一件(大橋忠一君紹介)(第三八八五號)
- 一〇二九 同(大村清一君紹介)(第三八八六號)
- 一〇三〇 同(大森玉木君紹介)(第三八八七號)
- 一〇三一 同(大矢省三君紹介)(第三八八八號)
- 一〇三二 同(外一件(奥村又十郎君紹介)(第三八八九號)
- 一〇三三 同(加賀田進君紹介)(第三八九〇號)
- 一〇三四 同(外一件(加藤清二君紹介)(第三八九一號)
- 一〇三五 同(加藤高藏君紹介)(第三八九二號)
- 一〇三六 同(加藤常太郎君紹介)(第三八九三號)
- 一〇三七 同(風見章君紹介)(第三八九四號)
- 一〇三八 同(外一件(片島港君紹介)(第三八九五號)
- 一〇三九 同(外四件(勝間田清一君紹介)(第三八九六號)
- 一〇四〇 同(上林興市郎君紹介)(第三八九七號)
- 一〇四一 同(神近市子君紹介)(第三八九八號)
- 一〇四二 同(神田大作君紹介)(第三八九九號)
- 一〇四三 同(川崎末五郎君紹介)(第三九〇〇號)
- 一〇四四 同(神田傳君紹介)(第三九〇一號)
- 一〇四五 同(川野芳滿君紹介)(第三九〇二號)
- 一〇四六 同(川俣清音君紹介)(第三九〇三號)
- 一〇四七 同(川村善八郎君紹介)(第三九〇四號)
- 一〇四八 同(川村義義君紹介)(第三九〇五號)
- 一〇四九 同(菅野和太郎君紹介)(第三九〇六號)
- 一〇五〇 同(木崎茂男君紹介)(第三九〇七號)
- 一〇五一 同(木原津與志君紹介)(第三九〇八號)
- 一〇五二 同(木村俊夫君紹介)(第三九〇九號)
- 一〇五三 同(菊池義郎君紹介)(第三九一〇號)
- 一〇五四 同(北哈吉君紹介)(第三九一一號)
- 一〇五五 同(北澤直吉君紹介)(第三九一二號)
- 一〇五六 健康保険等の一部改正に關する請願(北川愛郎君紹介)(第三九一三號)
- 一〇五七 同(吉川久衛君紹介)(第三九一四號)
- 一〇五八 同(久野忠治君紹介)(第三九一五號)
- 一〇五九 同(外一件(久保田鶴松君紹介)(第三九一六號)
- 一〇六〇 同(久保田豊君紹介)(第三九一七號)
- 一〇六一 同(外一件(栗原俊夫君紹介)(第三九一八號)
- 一〇六二 同(小枝一雄君紹介)(第三九一九號)
- 一〇六三 同(小金義照君紹介)(第三九二〇號)
- 一〇六四 同(小坂善太郎君紹介)(第三九二一號)
- 一〇六五 同(小島徹三君紹介)(第三九二二號)
- 一〇六六 同(小平久雄君紹介)(第三九二三號)
- 一〇六七 同(小西寅松君紹介)(第三九二四號)
- 一〇六八 同(小松幹君紹介)(第三九二五號)
- 一〇六九 同(小川長規君紹介)(第三九二六號)
- 一〇七〇 同(五島虎雄君紹介)(第三九二七號)
- 一〇七一 同(河野金昇君紹介)(第三九二八號)
- 一〇七二 同(細瀬彌三君紹介)(第三九二九號)
- 一〇七三 同(佐々木更三君紹介)(第三九三〇號)
- 一〇七四 同(佐竹新市君紹介)(第三九三一號)

- 四〇二八号) 一七二 同(山本正一君紹介)(第
四〇二九号) 一七三 同(山本利壽君紹介)(第
四〇三〇号) 一七四 同(横井太郎君紹介)(第
四〇三一号) 一七五 同(横川重次君紹介)(第
四〇三二号) 一七六 同(横路節雄君紹介)(第
四〇三三号) 一七七 同(横山利秋君紹介)(第
四〇三四号) 一七八 同(渡邊良夫君紹介)(第
四〇三五号) 一七九 同(外一件)早稻田柳右エ
門紹介(第四〇三六号) 一八〇 同(亘四郎君紹介)(第四
〇三七号) 一八一 同(花村四郎君紹介)(第
四〇三八号) 一八二 同(山口喜久一郎君紹介)
(第四〇三九号) 一八三 同(山口好一君紹介)(第
四〇四〇号) 一八四 同(山口丈太郎君紹介)
(第四〇四一號) 一八五 同(竹尾式君紹介)(第四
〇四二号) 一八六 未帰還者留守家族等の援
護強化に関する請願(松平忠久君
紹介)(第四一一二号) 一八七 健康保険における医療給
付費の二割国庫負担等に関する請
願(松山義雄君紹介)(第四一三
号) 一八八 同(伊瀬幸太郎君紹介)
(第四一四号) 一八九 同(松平忠久君紹介)(第
四一五号) 一九〇 同(松澤雄藏君紹介)(第
四一六号) 一九一 同(山下榮二君紹介)(第
四一七号) 一九二 同(内藤友明君紹介)(第
四一八号) 一九三 同(内田常雄君紹介)(第
四一九号) 一九四 同(有馬輝武君紹介)(第
四二〇号) 一九五 同(井岡大治君紹介)(第
四二一号) 一九六 同(横鏡重吉君紹介)(第
四二二号) 一九七 同(榎兼次郎君紹介)(第
四二三号) 一九八 同(阿部五郎君紹介)(第
四二四号) 一九九 同(三鍋義三君紹介)(第
四二五号) 二〇〇 同(西村彰一君紹介)(第
四二六号) 二〇一 同(伊東岩男君紹介)(第
四二七号) 二〇二 同(草野一郎平君紹介)
(第四二八号) 二〇三 同(池田清志君紹介)(第
四二九号) 二〇四 同(小泉純也君紹介)(第
四三〇号) 二〇五 同(松浦東介君紹介)(第
四三一号) 二〇六 同(菊池義郎君紹介)(第
四三二号) 二〇七 健康保険における医療給
付費の二割国庫負担等に関する請
願(黒金泰美君紹介)(第四一七四
号) 二〇八 同(大野市郎君紹介)(第
四一七五号) 二〇九 同(橋本龍伍君紹介)(第
四一七六号) 二一〇 同(石田有全君紹介)(第
四一七七号) 二一一 同(櫻井奎夫君紹介)(第
四一七八号) 二一二 同(淡谷修藏君紹介)(第
四一七九号) 二一三 同(森島守人君紹介)(第
四一八〇号) 二一四 同(田中稔君紹介)(第四
一八一号) 二一五 同(八木昇君紹介)(第四
一八二号) 二一六 同(橋本彌三君紹介)(第
四一八三号) 二一七 同(石坂繁君紹介)(第四
一八四号) 二一八 同(渡海元三郎君紹介)
(第四一八五号) 二一九 同(原捨思君紹介)(第四
一八六号) 二二〇 同(小笠公昭君紹介)(第
四一八七号) 二二一 同(川村継義君紹介)(第
四一八八号) 二二二 同(野依秀市君紹介)(第
四二四八号) 二二三 同(山口好一君紹介)(第
四二四九号) 二二四 同(坂本泰良君紹介)(第
四二五〇号) 二二五 国立療養所の附添廃止反
対に関する請願(久野忠治君紹介)
(第四一八九号) 二二六 歯科衛生士の名称存続に
関する請願(中村英男君紹介)(第
四一九〇号) 二二七 クリーニング業法の一部
改正に関する請願(久野忠治君紹
介)(第四一九一号) 二二八 健康保険法等の一部改正
に関する請願(西村力弥君紹介)
(第四一九二号) 二二九 同(上林與市郎君紹介)
(第四一九三号) 二三〇 同(植村武一君紹介)(第
四一九四号) 二三一 同(辻政信君紹介)(第四
一九五号) 二三二 同(松澤雄藏君紹介)(第
四一九六号) 二三三 同(徳田與市郎君紹介)
(第四一九七号) 二三四 同(前田正男君紹介)(第
四一九八号) 二三五 同(仲川房次郎君紹介)
(第四一九九号) 二三六 同(黒金泰美君紹介)(第
四二〇〇号) 二三七 同(川野芳満君紹介)(第
四二〇一号) 二三八 同(佐々木良作君紹介)
(第四二〇二号) 二三九 同(伊瀬幸太郎君紹介)
(第四二〇三号) 二四〇 同(川村継義君紹介)(第
四二〇四号) 二四一 同(松前重義君紹介)(第
四二〇五号) 二四二 同(福永一臣君紹介)(第
四二〇六号) 二四三 同(吉田重延君紹介)(第
四二〇七号) 二四四 同(坂本泰良君紹介)(第
四二〇八号) 二四五 同(石坂繁君紹介)(第四
二〇九号) 二四六 同(坂田道太君紹介)(第
四二一〇号) 二四七 同(松野頼三君紹介)(第
四二一一号) 二四八 国民健康保険助成費の法
制化等に関する請願(伊東岩男君
紹介)(第四二四六号) 二四九 失業対策費国庫補助増額
等に関する請願(伊東岩男君紹介)
(第四二四七号) 二五〇 国立療養所の附添廃止反
対に関する請願(山口丈太郎君紹
介)(第四二五一号) 二五一 理容師美容師法の一部改
正反対に関する請願(宇田耕一君
紹介)(第四二五二号) 二五二 鶴田村の流行性肝炎に対
する助成交付金増額に関する請願
(池田清志君紹介)(第四二五三号) 二五三 曾木滝自然公園建設事業
費国庫補助に関する請願(池田清
志君紹介)(第四二五五号) 二五四 船員保険法の一部改正反
対に関する請願(池田清志君紹介)
(第四二五九号) 二五五 歯科衛生士の名称存続に
関する請願(横鏡重吉君紹介)(第
四二八〇号) 二五六 同(小林郁君紹介)(第四
二八一号) 二五七 美容師法制定に関する請
願(福田昌子君紹介)(第四二八二
号) 二五八 クリーニング業法の一部
改正に関する請願(高津正道君紹
介)(第四二八三号) 二五九 健康保険における医療給
付費の二割国庫負担等に関する請

願(山崎始男君紹介)(第四二八四号)
一六〇 同(生田安一君紹介)(第四二八五号)
一六一 同(阿左美廣治君紹介)(第四二八六号)
一六二 同(三宅正一君紹介)(第四三〇六号)
一六三 同(田方廣文君紹介)(第四三〇七号)
一六四 同(門司亮君紹介)(第四三二二号)
一六五 同(神田博君紹介)(第四三五六号)
一六六 国立公園施設整備費国庫補助復活に関する請願(池田清志君紹介)(第四二八七号)
一六七 健康保険法等の一部改正に関する請願(矢尾喜三郎君紹介)(第四三〇三号)
一六八 同(倉石忠雄君紹介)(第四三〇四号)
一六九 同(淡谷修蔵君紹介)(第四三〇五号)
一七〇 争議行為における人権じゅうりんに関する請願(八木昇君紹介)(第四三五四号)
一七一 四国電力株式会社の不労働行為事件に関する請願(八木昇君紹介)(第四三五五号)
一七二 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願(原捨思君紹介)(第四三五七号)
一七三 定員外附添婦の生活保障に関する請願(草野一郎平君紹介)(第四三五八号)
一七四 クリーニング業法の一部

改正に関する請願(菊地養之輔君紹介)(第四三七七号)
一七五 健康保険における医療給付費の二割国庫負担等に関する請願(瀬戸山三男君紹介)(第四三七八号)
一七六 同(原茂君紹介)(第四四二二七号)
一七七 同(世耕弘一君紹介)(第四四二四号)
一七八 同(木村文男君紹介)(第四四四九号)
一七九 強制医療分業反対に関する請願(愛知揆一君紹介)(第四四二〇号)
一八〇 同(山本利壽君紹介)(第四四二二号)
一八一 同(三田村武夫君紹介)(第四四二二二号)
一八二 健康保険法等の一部改正に関する請願(八木昇君紹介)(第四四二五号)
一八三 同(古井喜實君紹介)(第四四二六号)
一八四 同(足鹿覺君紹介)(第四四五〇号)
一八五 理容師美容師法の一部改正反対に関する請願(山本猛夫君紹介)(第四四二七号)
一八六 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部改正に関する請願(中川俊思君紹介)(第四四二八号)
一八七 国立公園施設整備費国庫補助復活に関する請願(世耕弘一君紹介)(第四四二九号)
一八八 国立米子療養所の病床増設に関する請願(足鹿覺君紹介)(第四四三〇号)

一八九 失業対策事業促進に関する請願(杉山元治郎君紹介)(第四四三一号)
一九〇 民間社会福祉事業施設整備費予算確保等に関する請願(中馬辰猪君紹介)(第四四八四号)
一九一 医療類似療行爲の期限延長反対に関する請願(杉浦武雄君紹介)(第四四五一号)
一九二 療術師法制定反対に関する請願(高津正道君紹介)(第四四九八号)
一九三 健康保険における医療給付費の二割国庫負担等に関する請願(野田卯一君紹介)(第四四五四号)
一九四 同和問題に関する請願(足鹿覺君紹介)(第四四五五号)
一九五 同(有田喜一君外十四名紹介)(第四五四六号)
一九六 国立療養所の附添障止反対等に関する請願(堂森芳夫君紹介)(第四五四七号)
一九七 国分市上水道敷設の請願(池田清志君紹介)(第四五六七号)
一九八 片山病はく滅事業施設促進に関する請願(重政誠之君紹介)(第四六〇一号)
一九九 母子福祉法制定に関する請願(石坂繁君紹介)(第四六〇二二号)
二〇〇 健康保険における医療給付費の二割国庫負担等に関する請願(石村英雄君紹介)(第四六〇三三号)
二〇一 健康保険法等の一部改正に関する請願(伊東岩君紹介)(第四六〇四号)
二〇二 同(森三樹二君紹介)(第四六〇五号)

四六〇五号)
一三〇三 同(横路節雄君紹介)(第四六〇六号)
一三〇四 同(橋橋渡君紹介)(第四六〇七号)
一三〇五 同(徳安實藏君紹介)(第四六二七号)

○中村委員長 これより会議を開きます。

日程を追加して、井堀繁雄君外五名提出の労働者福利共済団体法案を議題となし、審査に入ります。まず提出者より趣旨の説明を聴取いたします。井堀繁雄君。

労働者福利共済団体法案
労働者福利共済団体法
目次

第一章 総則(第一条―第九条)
第二章 事業(第十条―第十五条)
第三章 会員(第十六条―第二十六条)
第四章 設立(第二十七条―第三十六条)
第五章 管理(第三十七条―第六十一条)
第六章 経理(第六十二条―第六十六条)
第七章 解散及び清算(第六十七条―第七十五条)
第八章 登記(第七十六条―第九十四条)
第九章 監督及び雑則(第九十五条―第一百一条)
第十章 罰則(第一百二条―第一百六条)
附則
第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、労働者の福利共済を目的とする協同組織の健全な発達を促進するとともに、当該福利共済事業が適正に運営されることを確保し、もつて社会保険制度と相まつて、労働者の生活の安定を図り、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によつて生活するものをいう。

2 この法律において「共済事業」とは、会員の共済掛金をもつて、会員又はその被扶養者に係る一定の共済事故に対し、共済金の支給をする事業をいう。

3 この法律において「被扶養者」とは、会員の直系尊族、配偶者(届出をしない事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)及び子であつて主として当該会員の収入により生計を維持する者並びに会員と同一の世帯に属する者であつて主として当該会員の収入により生計を維持する者をいう。

(種類)
第三条 労働者福利共済団体は、労働者福利共済会(以下「福利共済会」という)及び労働者福利共済会連合会(以下「福利共済会連合会」という)とする。

2 福利共済会は、職域による福利共済会と地域による福利共済会とする。
(法人格及び住所)
第四条 福利共済会及び福利共済会連合会(以下「福利共済団体」と総

称する。は、法人とする。

2 福利共済団体の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(基準及び原則)

第五条 福利共済団体は、この法律に別段の定めのある場合のほか、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

一 会員が任意に加入し、又は脱退することができること。

二 会員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。

三 福利共済会にあつては、その会員の過半数が労働者であること。

2 福利共済団体は、その行う事業によつて、その会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。

3 福利共済団体は、特定の政党のために利用してはならない。

(地域による福利共済会の区域)

第六条 地域による福利共済会は、都道府県の区域をこえて設立することができない。

(名称)

第七条 福利共済会又は福利共済会連合会は、その名称中に福利共済会又は福利共済会連合会という文字を用いなければならない。

2 福利共済会及び福利共済会連合会以外のものは、その名称中に福利共済会又は福利共済会連合会であることを示すような文字を用いてはならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の

確保に関する法律との関係)

第八条 福利共済団体は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和十二年法律第五十四号)の適用については、同法第二十四条各号(組合の行為への適用除外)に掲げる要件を備える組合とみなす。

(登記)

第九条 この法律の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二章 事業

(福利共済会の事業)

第十条 福利共済会は、次の各号に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。ただし、同一の共済事故につき支給することができ共済金の額を十万円未満に限る事業のみを行うことはできない。

一 会員の死亡に関する共済事業

二 会員若しくはその被扶養者の負傷若しくは疾病又は会員の障害に関する共済事業

2 福利共済会は、前項の事業のほか、次の各号に掲げる事業をあわせ行うことができる。

一 会員又はその被扶養者の吉凶禍福に関する共済事業であつて、同一の共済事故につき支給する共済金の額が十万円未満のもの

二 会員の保健及び保養並びに教養に資する施設の経営

3 第一項各号に掲げる共済事業によつて同一の共済事故につき支給することができ共済金の額は、五十万円をこえることができない

い。

4 第一項各号に掲げる共済事業の共済期間は、一年とする。

5 第一項第一号に掲げる共済事業による共済金の支給を受け取るべき者の範囲は、会員又はその被扶養者とする。

6 労働大臣は、前三項に規定するものを外くほか、共済掛金、共済責任その他の共済関係に關し必要な事項について定めることができる。

(時効)

第十一条 共済金及び共済掛金に関する権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(共済金の支給を受ける権利の譲渡及び差押の禁止)

第十二条 共済金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は差し押さえることができない。

(非課税)

第十三条 第十条第一項の規定により支給を受ける共済金については、これを標準として、租税その他の公課を課さない。

(福利共済会連合会の事業)

第十四条 福利共済会連合会は、福利共済会が第十条第一項各号に掲げる共済事業によつてその会員に對して負う共済責任を相互に保険する事業を行うものとする。

2 福利共済会連合会は、前項の事業のほか、次の各号に掲げる事業をあわせ行うことができる。

一 会員である福利共済会の指導及び連絡に関する事業

二 会員である福利共済会の保健及び保養並びに教養に資する施設

設の経営

3 第十条第三項、第四項及び第六項、第十一条並びに第十二条の規定は、第一項に規定する福利共済会連合会の事業に準用する。

(保険業法の適用除外)

第十五条 福利共済団体の事業で保険事業に該当するものについては、保険業法(昭和十四年法律第四十一号)を適用しない。

第三章 会員

(会員の資格)

第十六条 福利共済会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。

一 地域による福利共済会にあつては、一定の地域内に勤務する労働者

二 地域による福利共済会にあつては、一定の地域内にある事業所若しくは事務所勤務する労働者又は一定の地域内に住所若しくは居所を有する労働者

2 前項の規定にかかわらず、定款に定めのある場合には、地域による福利共済会の地域内に事業所、事務所、住所又は居所を有する五人未満の労働者を使用する事業主(労働者を使用しない事業者を含む)は、その福利共済会の会員となることができる。

3 福利共済会連合会の会員たる資格を有する者は、福利共済会であつて定款で定めるものとする。

(出資)

第十七条 福利共済団体の会員(以下「会員」という)は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は均一でなければならない。

ばならない。

3 一 会員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五をこえてはならない。

4 会員の責任は、その出資額を限度とする。

5 会員は、出資の払込について、相殺をもつて福利共済団体に對抗することができない。

(議決権及び選挙権)

第十八条 会員は、各々一箇の議決権及び選挙権を有する。

2 会員は、定款の定めるところにより、第五十三条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、その会員の被扶養者又は他の会員でなければ、代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、十人以上の会員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を福利共済団体に差し出さなければならない。

(加入の自由)

第十九条 会員たる資格を有する者が福利共済団体に加入しようとするときは、福利共済団体は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

(加入)

第二十条 福利共済団体に加入しようとする者は、定款の定めるところ

るにより加入につき福利共済団体の承諾を得て、引き受けた出資の全額の払込を了した時又は会員の持分の全部若しくは一部を承継した時に会員となる。

(持分の譲渡)

第二十一条 会員は、福利共済団体の承諾を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 会員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 会員は、持分を共有することができない。

(任意脱退)

第二十二條 会員は、何時でも、その持分の全部の譲渡によつて脱退することができる。この場合において、その譲渡を受ける者がないときは、会員は、福利共済団体に對し、定款で定める期間内にその持分を譲り受けるべきことを請求することができる。

2 福利共済団体が前項の規定によつて会員の持分を譲り受けたときは、遅滞なく、これを処分しなければならない。

(法定脱退)

第二十三條 会員は、次の事由によつて脱退する。

- 一 会員たる資格の喪失
- 二 死亡又は解散
- 三 除名

2 除名は、次の各号の一に該当する会員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合に

において、福利共済団体は、その総会の会日の一週間前までに、当該会員に對してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 長期間にわたつて福利共済団体の事業を利用しない会員

二 その他定款で定める事由に該當する会員

3 除名は除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に對抗することができない。

(脱退者の持分の払戻)

第二十四條 会員は、前条の規定により脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻を請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終における福利共済団体の財産によつて定める。

(時効)

第二十五條 前条第一項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(払戻の停止)

第二十六條 福利共済団体は、脱退した会員が福利共済団体に對する債務を完済するまでは、第二十四条第一項の規定による持分の払戻を停止することができる。

第四章 設立

(發起人)

第二十七條 福利共済会を設立するにはその会員にならうとする二十人以上の者が、福利共済会連合会を設立するにはその会員にならう

とする七以上の福利共済会が、發起人になることを要する。

(設立準備会)

第二十八條 發起人は、あらかじめ福利共済団体の事業及び会員たる資格に關する目論見書並びに福利共済会に於ては職域又は地域に關する目論見書を作り、これを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会日の二週間前までにしなければならない。

(定款作成委員)

第二十九條 設立準備会においては、前条の目論見書に基き会員たる資格を有する者が出席し、その出席した会員たる資格を有する者(福利共済会連合会の設立準備会にあつては、出席した会員たる資格を有する福利共済会の役員)のうちから定款の作成に當るべき者(以下「定款作成委員」という。)を選任し、かつ、会員たる資格、地域又は職域その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。

2 定款作成委員は、福利共済会にあつては二十人以上、福利共済会連合会にあつては二人以上でなければならない。

3 設立準備会の議事は、第一項の規定により出席した者の過半数の同意をもつて決する。

(創立總會)

第三十條 定款作成委員が定款を作成したときは、發起人は、これを創立總會の日時及び場所とともに公告して、創立總會を開かなければ

ならない。

2 前項の公告は、会日の二週間前までにしなければならない。

3 定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。

4 創立總會においては、前項の定款を修正することができる。ただし、会員たる資格及び職域又は地域に關する規定については、この限りでない。

5 創立總會の議事は、会員たる資格を有する者であつてその会日までに發起人に對し設立の同意を申し出た者の半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

6 創立總會については、第十八条並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害關係人の議決権)、第二百四十三條(株主總會の延期又は続行の決議)、第二百四十四條株主總會の議事録、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二条及び第二百五十三條(株主總會の決議の取消又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「労働者福利共済団体の法第三十條第一項及び第二項」と、商法第二百四十四條第二項中「取締役」とあるのは「發起人」と、同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「労働者福利共済団体の法第三十條第五項」と読み替へるものとす

る。

(設立認可の申請)

第三十一條 發起人は、創立總會終了の後遅滞なく、次に掲げる書面を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

- 一 定款
- 二 事業計画書
- 三 創立總會の議事録
- 四 会員の数並びに出資の總口数及び總額を記載した書面
- 五 役員の名簿
- 六 その他労働省令で定める書類

(認可の基準)

第三十二條 行政庁は、前条の規定による設立の認可の申請があつたときは、次の各号の一に該當する場合を除くほか、設立の認可をしなければならない。

一 福利共済団体が第五條第一項各号に掲げる要件を欠くとき

二 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基いて行政庁の処分に違反するとき

三 福利共済会にあつては会員の数が五百人未満又は出資の總額が百万円未満、福利共済会連合会にあつては会員の数が二十人未満又は總額が百万円未満であるとき

四 役員が禁治産者、準禁治産者若しくは破産者で復権を得ない者又は禁錮以上の刑若しくはこの法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終るまで若しくは執行を受けることがなくなるまでの者であるとき

五 福利共済団体の事業が健全に

行われると認められないとき。

(理事への事務引継)

第三十三條 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。

(出資の払込)

第三十四條 理事は、前条の規定による引継を受けたときは、遅滞なく、出資の金額の払込をさせなければならない。

(成立の時期)

第三十五條 福利共済団体は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(商法の準用)

第三十六條 福利共済団体の設立については、商法第四百二十八條(株式会社の設立の無効)の規定を準用する。

第五章 管理

(定款)

第三十七條 福利共済団体の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 福利共済会にあつては、職域又は地域
- 四 事務所の所在地
- 五 会員たる資格に関する規定
- 六 会員の加入及び脱退に関する規定
- 七 出資一口の金額
- 八 役員の数及び選挙又は選任に関する規定
- 九 福利共済会にあつては共済料金、共済責任その他の共済関係、福利共済会連合会にあつては、

は保険料、保険責任その他の保険関係に関する規定

十 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

十一 準備金の額及びその積立の方法に関する規定

十二 事業年度

十三 公告の方法

十四 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

2 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

3 第三十二條の規定は、前項の認可について準用する。

4 行政庁は、模範定款例を定めることができる。

(規約)

第三十八條 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会又は総代会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定

四 会員に関する規定

五 その他必要な事項

(役員)

第三十九條 福利共済団体に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。

3 役員は、定款の定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。

4 理事の定数の少くとも三分の二は、会員(福利共済会連合会にあつては、

つては、会員たる福利共済会の役員)でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少くとも三分の二は、会員にならうとする者(福利共済会連合会にあつては、会員にならうとする福利共済会の役員)でなければならない。

5 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三箇月以内に補充しなければならない。

6 役員は、無記名投票によつて行ふ。

7 投票は、一人につき一票とする。

8 役員は、第三項の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、会員が総会において選任することができる。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任することができる。

(役員の任期)

第四十條 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 設立当時の役員の任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(理事会)

第四十一條 福利共済団体の業務の執行は、理事会が決する。

2 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

3 福利共済団体は、定款の定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとすることができる。

(役員の兼職の禁止)

第四十二條 福利共済団体の常務に従事する役員は、他の法人(当該福利共済団体の会員たる資格を有する福利共済会を除く)又は団体の常務に従事する役員又は支配人(支配人に相当する者を含む。)である者であつてはならない。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。

2 監事は、当該福利共済団体の理事又は職員と兼ねてはならない。

(理事の自己契約)

第四十三條 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、福利共済団体と契約することができる。この場合には、民法(明治二十九年法律第八十九号)第八十八條(自己契約)の規定を適用しない。

(理事の責任)

第四十四條 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、福利共済団体に對し連帶して損害賠償の責に任ずる。

2 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に對し連帶して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第四十六條第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも同様である。

3 商法第二百六十六條第二項から第四項まで(取締役の責任)の規定は、第一項の理事の責任について準用する。

(定款その他の書類の備付及び閲覧等)

第四十五條 理事は、定款、規約並びに総会及び理事会の議事録を各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備えておかなければならない。

2 会員名簿には、各会員について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日

三 出資口数及びその払込の年月日並びに出資各口の取得の年月日

3 会員及び福利共済団体の債権者は、何時でも、理事に對し第一項の書類の閲覧又は謄写を要求することができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧等)

第四十六條 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 会員及び福利共済団体の債権者は、何時でも、理事に對し第一項の書類の閲覧又は謄写を要求することができる。この場合には、理事

は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧等)

第四十七条 会員は、総会員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(役員解任)

第四十八条 会員は、総会員の五分の一以上の連署をもつて、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において承認の議決があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から一週間前までに、その請求に係る役員に前項の書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 第五十一条第二項及び第五十二条の規定は、前項の場合に準用する。

(商法等の準用)

第四十九条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項

(取締役と会社との関係)、第二百五十八條第一項(欠員の場合の処置)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を、理事については、民法第五十五条(代表権の委任)並びに商法第二百五十四條ノ二(取締役の忠実義務)、第二百六十一條から第二百六十二條まで(会社代表)及び第二百七十二條(株主の差止請求権)の規定を、監事については、第四十四條、商法第二百七十四條(報告を求め調査をする権限)及び第二百七十八條(監査役と取締役との連帯責任)の規定を、理事会については、同法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで(取締役会の招集)及び第二百六十條ノ三(取締役会の議事録)の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「労働者福利共済団体法第四十六條第二項」と読み替へるものとする。

(通常総会の招集)

第五十条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

(臨時総会の招集)

第五十一条 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、何時でも臨時総会を招集することができる。

2 会員が総会員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

(会員による総会招集)

第五十二条 前条第二項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行う者がいない場合において、会員が総会員の五分の一以上の同意を得たときも同様である。

(総会招集の手続)

第五十三条 総会の招集は、会日の一週間前までに、会議の目的たる事項を示し、定款に定めた方法に従つてしなければならない。

(通知又は催告)

第五十四条 福利共済団体が会員に對してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を福利共済団体に通知したときは、その場所)にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(総会の議決事項)

第五十五条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 規約の設定、変更又は廃止

三 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更

四 福利共済会連合会の設立の発起人となり、又はその設立準備会の議事に同意すること。

五 福利共済会連合会への加入及び福利共済会連合会からの脱退

六 その他定款で定める事項

(総会の議事)

第五十六条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決する。

2 総会においては、第五十三条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

(特別の議決)

第五十七条 次の事項は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 解散又は合併

三 会員の除名

(商法の準用)

第五十八条 総会については、商法第二百三十一條株主総会の招集の決定、第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三條(株主総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四條(株主総会の議事録)、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條

及び第二百五十三條株主総会の決議の取消又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「労働者福利共済団体法第五十三條」と、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「労働者福利共済団体法第五十七條」と読み替へるものとする。

(総代会)

第五十九条 福利共済会は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2 総代会は、会員でなければならない。

3 総代会の定数は、その選挙又は選任の時における会員の総数の十分の一(会員の総数が千人をこえる福利共済会にあつては百人)を下つてはならない。

4 総代会の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

5 総代会は、第三十九條第三項本文、第六項、第七項及び第八項本文の規定を準用する。

6 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合において、第十八條第二項ただし書中「その会員の被扶養者又は他の会員」とあるのは「他の会員」と、同条第四項中「十人」とあるのは「二人」と読み替へるものとする。

7 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙若しくは選任(補欠の総代の選挙及び選任を除く)をし、又は定款の変更、解散若しくは合併について議

決を経なければならない。

(総会の議決事項)

第五十六条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決する。

2 総会においては、第五十三条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

(特別の議決)

第五十七条 次の事項は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 解散又は合併

三 会員の除名

(商法の準用)

第五十八条 総会については、商法第二百三十一條株主総会の招集の決定、第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三條(株主総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四條(株主総会の議事録)、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條

及び第二百五十三條株主総会の決議の取消又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「労働者福利共済団体法第五十三條」と、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「労働者福利共済団体法第五十七條」と読み替へるものとする。

(総代会)

第五十九条 福利共済会は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2 総代会は、会員でなければならない。

3 総代会の定数は、その選挙又は選任の時における会員の総数の十分の一(会員の総数が千人をこえる福利共済会にあつては百人)を下つてはならない。

4 総代会の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

5 総代会は、第三十九條第三項本文、第六項、第七項及び第八項本文の規定を準用する。

6 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合において、第十八條第二項ただし書中「その会員の被扶養者又は他の会員」とあるのは「他の会員」と、同条第四項中「十人」とあるのは「二人」と読み替へるものとする。

7 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙若しくは選任(補欠の総代の選挙及び選任を除く)をし、又は定款の変更、解散若しくは合併について議

決することができない。

(減資手続)

第六十条 福利共済団体は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 福利共済団体は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

(減資に対する債権者の保護)

第六十一条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、福利共済団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

3 福利共済団体の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条(株式会社)の資本減少の無効の規定を準用する。

第六章 経理
(事業年度)
第六十二条 福利共済団体の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(準備金及び繰越金)
第六十三条 福利共済団体は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

4 福利共済団体は、第十条第二項第二号又は第十四条第二項各号に掲げる事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

(剰余金の割戻)

第六十四条 福利共済団体は、損失をてん補し、前条第一項の準備金及び同条第四項の繰越金を控除した後でなければ、剰余金を割り戻してはならない。

2 剰余金の割戻は、定款の定めるところにより、年五分をこえない範囲内において、出資額に応じてし、なお剰余があるときは、会員の事業の利用分量の割合に応じてしなければならない。

(責任準備金)

第六十五条 福利共済団体は、毎事業年度末に、労働省令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

(財務基準)

第六十六条 前三条に定めるもののほか、福利共済団体がその財務を適正に処理するために必要な事項は、政令で定める。

第七章 解散及び清算
(解散の事由)

第六十七条 福利共済団体は、次の事由によつて解散する。

一 総会の議決

二 合併

三 破産

四 会員が、福利共済会にあつては二十人未満、福利共済会連合会にあつては一になつたこと。

五 定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生

六 第九十八条第二項の規定による解散の命令

2 前項第一号の議決は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 福利共済団体は、第一項第三号から第五号までに掲げる事由によつて解散した場合においては、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併の要件)

第六十八条 福利共済団体は、総会の議決を経て、他の福利共済団体と合併することができる。

2 合併は、行政庁の認可を受けなければならない。

3 合併については、第三十二条、第六十条並びに第六十一条第一項及び第二項の規定を準用する。

(合併の手続)

第六十九条 合併によつて福利共済団体を設立するには、各福利共済団体がそれぞれ総会において会員(福利共済会連合会にあつては、会員たる福利共済会の役員)のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしななければならない。

ればならない。

2 前項の規定による役員の任期は、最初の通常総会の日までとする。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第五十七条の規定を準用する。

4 第一項の規定による役員の選任については、第三十九条第四項本文の規定を準用する。

(合併の時期及び効果)

第七十条 福利共済団体の合併は、合併後存続する福利共済団体又は合併によつて設立する福利共済団体が、その主たる事務所の所在地において、第八十一条に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

2 合併後存続する福利共済団体又は合併によつて設立した福利共済団体は、合併によつて消滅した福利共済団体の権利義務を承継する。

(商法等の準用)

第七十一条 福利共済団体の合併については、商法第四百四条から第四百六条まで及び第四百八条から第四百九条まで(合名会社の合併の無効)並びに非訟事件手続法(明治三十五年法律第十四号)第三百三十五条ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。

(清算人)

第七十二条 福利共済団体が解散したときは、合併又は破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(解散後の共済金の支給等)

第七十三条 福利共済団体は、第六十七条第一項第一号、第四号又は第六号に掲げる事由によつて解散したときは、共済金を支給すべき事由が解散の日から三箇月以内に生じたときに限り共済金を支給しなければならない。

2 福利共済団体は、前項に規定する事由によつて解散したときは、同項の期間が経過した日から共済期間の末日までの期間に対する共済掛金を払い戻さなければならない。

(財産処分)の順序
第七十四条 福利共済団体の清算人は、次の順序に従つてその財産を処分しなければならない。

一 一般の債務の弁済

二 共済金及び前条第二項に規定する共済掛金の支払

三 残余財産の分配

(商法等の準用)

第七十五条 福利共済団体の解散及び清算については、商法第四百六条(清算中の会社の存続)、第四百二十四条(清算人の職務権限)、第四百二十五条(弁済期に至らない債務の弁済)、第四百二十九条第二項及び第三項(清算人の会社代表)、第四百三十一条ただし書(残余財産の分配)、第四百三十七条第二項、第四百三十八条から第四百四十四条まで(清算人の決定、清算人の職務)、第四百二十六条(清算人の解任)及び第四百二十七条(清算事務の終了)並びに非訟事件手続法(第三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)の規定を準用する。

百三十六条、第百三十七條、第百三十八條及び第百三十九條ノ三（法人の監督）の規定を、福利共済団体の清算人については、第四十一条から第四十七條まで、第五十一条第二項及び第五十二條並びに商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項（特別利害關係人の議決権）、第二百五十四條第三項（取締役と会社との關係）、第二百五十四條ノ二（取締役の忠實義務）、第二百五十八條第一項（欠員の場合の処置）、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで（取締役会の招集）、第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで（取締役会の議事録及び会社代表）、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで（取締役に対する訴）、第二百七十二條（株主の差止請求権）及び第二百八十四條（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條第一項」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「労働者福利共済団体の法第七十五條ニ於テ準用スル同法第四十六條第二項」と、商法第二百七十七條第二項中「前項」とあるのは「労働者福利共済団体の法第七十二條」と、商法第二百六十六條第二項中「六月前ヨリ引續キ発行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ當ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「總會員ノ百分ノ一以上ノ同意ヲ得タル會員」と読み替へるものとする。

第八章 登記

- （設立の登記）
- 第七十六條 福利共済団体は、第三十四條の規定による出資の払込があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。
- 2 設立の登記には、次の事項を掲げなければならない。
- 一 事業
 - 二 名称
 - 三 福利共済会にあつては、職域又は地域
 - 四 事務所
 - 五 出資一口の金額並びに出資の総口数及び総額
 - 六 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
 - 七 役員の名及び住所
 - 八 数人の理事が共同して福利共済団体を代表すべきことを定めたときは、その規定
 - 九 公告の方法
- 3 福利共済団体は、設立の登記をした日から二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項の事項を登記しなければならない。（従たる事務所の新設の登記）
- 第七十七條 福利共済団体の設立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条第二項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。
- 2 主たる事務所又は従たる事務所

- の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すればよい。
- （事務所の移転の登記）
- 第七十八條 福利共済団体が主たる事務所を移転したときは、旧所在地においては二週間以内に移転の登記をし、新所在地においては三週間以内に第七十六條第二項の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。
- 2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすればよい。
- （変更の登記）
- 第七十九條 第七十六條第二項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に第七十六條第二項の事項を登記しなければならない。
- 2 第七十六條第二項第五号の事項中出資の総口数及び総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内にすればよい。
- （解散の登記）
- 第八十條 福利共済団体が解散したときは、合併及び破産の場合を除いて、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

- （合併の登記）
- 第八十一條 福利共済団体が合併するときは、合併に必要な行為を終つてから、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に合併後存続する福利共済団体については変更の登記を、合併によつて消滅する福利共済団体については解散の登記を、合併によつて設立する福利共済団体については第七十六條第二項の事項の登記をしなければならない。
- （清算人の登記）
- 第八十二條 清算人は、その就職の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。
- 2 前項の規定により登記した事項の変更の登記については、第七十九條第一項の規定を準用する。
- （清算終了の登記）
- 第八十三條 福利共済団体の清算が終了したときは、清算終了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。
- （管轄登記所及び登記簿）
- 第八十四條 福利共済団体の登記については、その事務所の所在地を

- 管轄する法務局若しくは地方方法務局又はその支局若しくは出張所を管轄登記所とする。
- 2 各登記所に、労働者福利共済会登記簿及び労働者福利共済会連合会登記簿を備へる。
- （設立の登記の申請）
- 第八十五條 福利共済団体の設立の登記は、役員全員の申請によつてする。
- 2 前項の登記の申請書には、定款、役員たることを証する書面、出資の総口数及び第三十四條の規定による出資の払込のあつたことを証する書面を添附しなければならない。
- 3 合併による福利共済団体の設立の登記の申請書には、前項の書面のほか、第六十八條第三項において準用する第六十條第二項の規定による公告及び催告をしたことを証する書面並びに異議を述べた債権者があつたときは、これに対して、弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。
- 第八十六條 第七十六條第三項の規定による登記は、理事の申請によつてする。
- （事務所の新設、移転及び変更の登記の申請）
- 第八十七條 福利共済団体の事務所の新設又は移転その他第七十六條第二項の事項の変更の登記は、理事又は清算人の申請によつてする。
- 2 前項の登記の申請書には、事務所の新設又は移転その他登記事項

の変更を証する書面を添附しなければならぬ。

3 出資一口の金額の減少又は福利共済団体の合併による変更の登記の申請書には、前項の書面のほか、第六十条第二項（第六十八條第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたことを証する書面並びに異議を述べた債権者があつたときは、これに對して、弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならぬ。

(解散の登記の申請)
第八十八條 第八十條の規定による福利共済団体の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いて、清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならぬ。

3 福利共済団体が行政庁の解散の命令によつて解散した場合における解散の登記は、当該行政庁の嘱托によつてこれをする。

第八十九條 第八十一條の規定による解散の登記は、合併によつて消滅する福利共済団体の理事の申請によつてする。

2 前項の申請については、第八十五條第三項及び前条第二項の規定を準用する。

(清算人の登記の申請)
第九十條 第八十二條第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でないときは、申請人の資格を証する書面を添附しなければならぬ。

2 第八十二條第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならぬ。

(清算終了の登記の申請)
第九十一條 第八十三條の規定による清算終了の登記は、清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、清算人が第七十五條において準用する商法第四百二十七條第一項（清算事務の終了の場合における決算報告書の承認）の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならぬ。

(設立無効等の登記の手續)
第九十二條 福利共済団体の設立、合併若しくは出資一口の金額の減少を無効とし、又は総会の決議を取り消し、若しくは無効とする判決が確定した場合の登記については、非訟事件手続法第三百五十五條ノ六（裁判による会社の設立無効の登記）の規定を準用する。

(登記事項の公告)
第九十三條 登記した事項は、登記所において、遅滞なく、公告しなければならぬ。

(非訟事件手続法の準用)
第九十四條 福利共済団体の登記については、非訟事件手続法第三百三十九條ノ二、第四百二十二條から第四百五十一條ノ六まで及び第五百五十四條から第五百五十七條まで（商業登記に関する通則）の規定を準用する。

第九章 監督及び雜則
第九十五條 福利共済団体は、行政

庁に對し、毎事業年度終了後二箇月以内に、労働法令の定めるところにより、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を提出しなければならない。

(行政庁による報告の徴収)
第九十六條 行政庁は、福利共済団体に法令、法令に基く行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は福利共済団体の会計経理が著しく適正でないとき、又は福利共済団体から、その業務又は会計の状況に關し、報告をさせ、又は帳簿書類を提出させることができる。

(行政庁による検査)
第九十七條 會員が、總會の十分の一以上の同意を得て、福利共済団体の業務又は会計が法令、法令に基く行政庁の処分、定款又は規約に違反する疑があることを理由として行政庁に検査を請求したときは、行政庁は、その福利共済団体の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 行政庁は、福利共済団体に法令、法令に基く行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は福利共済団体の会計経理が著しく適正でないとき、又は福利共済団体の業務又は会計の状況を検査することができる。

(法令等の違反に對する措置)
第九十八條 行政庁は、前条の規定による検査を行った場合において、その福利共済団体が次の各号

の一に該當するときは、その福利共済団体に對し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができ。

一 その業務又は会計が法令、法令に基く行政庁の処分、定款又は規約に違反していること。

二 その運営が著しく適正でないこと。

三 正当な理由がないのに、その成立後一年以内に事業を開始せず、又は一年以上事業を休止したこと。

四 福利共済団体が第三十二條第一号又は第三号に該當するに至つたこと。

2 行政庁は、福利共済団体が前項の規定による命令に従わない場合において、当該命令が同項第一号、第二号又は第四号に掲げる事由によつてされたものであるときは、期間を定めて事業の停止を命じ、又は解散を命じ、当該命令が同項第三号に掲げる事由によつてされたものであるときは、解散を命ずることができ。

(弁明の機會の供与)
第九十九條 行政庁は、前条第二項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該福利共済団体に弁明の機會を与えなければならない。この場合において、命令の理由並びに弁明の期日及び場所をその期日の二週間前までに、当該福利共済団体に通知しなければならない。

2 当該福利共済団体及び利害關係人は、弁明の期日に出頭して、自己又は本人のために釈明をし、か

つ、有利な証拠を提出することができ。

(補助金の交付)
第一百條 政府は、福利共済団体に對し、その事務の執行に要する費用について、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

(所管行政庁)
第一百一條 この法律中「行政庁」とあるのは、次の各号に定めるところによる。

一 その職域が一の都道府県の区域内にある職域による福利共済会及び地域による福利共済会については、当該都道府県知事

二 その職域が二以上の都道府県の区域内にある職域による福利共済会及び福利共済会連合会については、労働大臣

2 前項の規定による労働大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができ。

第十章 罰則
第一百二條 福利共済団体の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、投機取引のために福利共済団体の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罰を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができ。

3 第一項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合には適用しない。

定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 福利共済団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その福利共済団体の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その福利共済団体に對して同項の罰金を科する。

第四百四条 福利共済団体が第九十八條第二項の規定による事業の停止の命令に違反して事業を行つたときは、その福利共済団体及び理事は、一万円以下の罰金に処する。

第五百五条 次の場合には、福利共済団体の発起人、理事若しくは監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて福利共済団体が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律に定める登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第十九条の規定に違反したとき。

四 第二十二條第二項後段又は第四十八條第四項の規定に違反したとき。

五 第三十條第六項若しくは第五十八條において準用する商法第二百四十四條、第四十九條若しくは第七十五條において準用する同法第二百六十條ノ三又は第七十五條において準用する同法第四百十九條の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項

を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十九條第五項の規定に違反したとき。

七 第四十二條の規定に違反したとき。

八 第四十五條又は第四十六條（以上の各規定を第七十五條において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

九 第四十七條（第七十五條において準用する場合を含む。）又は第四十九條において準用する商法第二百七十四條第一項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十 第四十九條において準用する商法第二百七十四條第二項又は第七十五條において準用する同法第四百十九條第一項の規定による調査を妨げたとき。

十一 第五十條の規定に違反したとき。

十二 第六十條第二項（第六十八條第三項において準用する場合を含む。）又は第七十五條において準用する商法第四百二十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十三 第六十條若しくは第六十一条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第六十八條第三項において準用する

第六十條若しくは第六十一条第二項の規定に違反して福利共済団体の合併をしたとき。

十四 第六十三條又は第六十四條の規定に違反したとき。

十五 第七十四條の規定及び第七十五條において準用する商法第三百一十一條ただし書の規定に違反して福利共済団体の財産を処分したとき。

十六 第七十五條において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

十七 第七十五條において準用する商法第四百二十三條の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

第六六條 第七條第二項の規定に違反した者（法人であるときはその代表者）は、一万円以下の過料に処する。

附則
（施行期日）
1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める。
（名称の使用禁止に関する通過措置）
2 第七條第二項の規定は、この法律施行の際現に福利共済会又は福利共済會連合会であることを示すような文字を用いている者については、この法律施行後六箇月を限り適用しない。

3 労働省設置法（昭和二十四年法律第四百六十二号）の一部を次のように改正する。
第四條第十九號の三の次に次の一

号を加える。
十九の四 労働者福利共済団體法（昭和三十年法律第 号）に基いて、労働者福利共済會又は労働者福利共済會連合會に對し、認可若しくは検査を行い、又は監督のため必要な措置を命ずること。
第七條中第六號を第七號とし、第七號の次に次の一號を加える。
六 労働者福利共済団體法に基いて、労働者福利共済會及び労働者福利共済會連合會に對する認可、検査及び監督に関する事務を行うこと。
4 登録稅法（明治二十九年法律第二十七號）の一部を次のように改正する。
第十九條第七號中「労働組合、」の下に「労働者福利共済會、労働者福利共済會連合會、」を、「労働組合法、」の下に「労働者福利共済団體法」を加える。
5 印紙稅法（明治三十二年法律第五十四號）の一部を次のように改正する。
第五條第六ノ七の次に次の一號を加える。
六ノ七ノ二 労働者福利共済會又は労働者福利共済會連合會ノ発スル出資証券及労働者福利共済団體法ニ基キ支給スル共済金又は保險金ニ關スル証書、帳簿
6 所得稅法（昭和二十二年法律第二十七號）の一部を次のように改正する。
第八條第六項第六號の三の次に次の一號を加える。
六の四 労働者福利共済団體法の

規定により労働者福利共済會の會員として負担する共済掛金

7 法人稅法（昭和二十二年法律第二十八號）の一部を次のように改正する。
第九條第六項中「労働金庫連合會」の下に「労働者福利共済會、労働者福利共済會連合會」を加える。
8 地方稅法（昭和二十五年法律第二百二十六號）の一部を次のように改正する。
第二十五條第一號中「労働組合、」の下に「労働者福利共済會、労働者福利共済會連合會、」を加える。
第七十二條の五第一項第四號中「並びに私立學校教職員共済組合」を、「私立學校教職員共済組合、労働者福利共済會並びに労働者福利共済會連合會」に改める。
第七十二條の十八第三項中「及び労働金庫連合會」と、労働金庫連合會、労働者福利共済會及び労働者福利共済會連合會」に改める。
第七十二條の二十二第四項第二號の次に次の一號を加える。
二の二 労働者福利共済會及び労働者福利共済會連合會
第二百六十二條第七號の次に次の一號を加える。
七の二 労働者福利共済団體法（昭和三十年法律第 号）の規定によつて支給を受ける共済金
第二百九十六條第一號中「労働組合、」の下に「労働者福利共済會、労働者福利共済會連合會、」を加える。
第三百四十八條第二項第十一號の三中並びに市町村職員共済組合」を、「市町村職員共済組合並びに労働

者福利共済会及び労働者福利共済会連合会」に改め、同条第四項中「水産業協同組合共済会」の下に「労働者福利共済会及び労働者福利共済会連合会」を加える。

第六百七十二条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 労働者福利共済団体の規定によつて支給を受ける共済金

○井堀委員 たいま議題に供された労働者福利共済団体の提案、理由の説明を申し上げたいと存じます。この法案は、労働者福利共済団体の説明を申し上げるに要する理由のすべてを説くことができると思ひますので、その要旨を申し上げたいと存じます。

第一は、この法律は労働者の福利共済を目的とする協同組織の健全なる発達を促進いたし、同時に、労働者の福利共済事業が適正に運営されることを確保し、社会保障制度の不備を補充することによつて、労働者の生活の安定をはかり、社会福祉の増進に寄与しようとするものであります。

第二は、このような目的からして、福利共済団体は健康保険、厚生年金保険に準ずるものとして、生命保険及び傷害、疾病、廃疾等の保険に関する事業を行うものであります。

第三は、福利共済会は、右の事業について一件十万元以上の共済給付金を支給するものとして、なお、右事業以外のものにつきまは、一件十万円以下の給付金を支給するもののみを付随事業としてこれを行うことを認めることになっております。

その四は、福利共済団体の設立は、行政庁の認可を要することとしたしました。

その五は、福利共済団体の構成員については、労働者を使用する事業主あるいは労働者を使用しない事業主といたし、これを会員といたすこととしたしました。ただし、会員の過半数は労働者でなければならぬというに規定しております。

その六は、福利共済会は、会員に対して負う共済責任を相互に保険するために、福利共済会連合会を組織することができるようになつております。

その七は、共済給付金につきまは、非課税とすることとなつておるものであります。

以上が本法律案の要旨でありまして、これをもつて提案理由にかへたいと思ふのであります。何とぞ慎重な御審議を賜りまして、すみやかに御賛成賜りますようお願いを申し上げます。

○中村委員長 以上で説明を終りました。本案に対する質疑その他につきまは、後日に譲ることといたします。

○中村委員長 参議院より送付された優生保護法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。通告がありますのでこれを許可いたします。野澤清人君。

優生保護法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十年七月二十五日
参議院議長 河井 彌八
衆議院議長 益谷 秀次殿

優生保護法の一部を改正する法律案
優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の次に次の一条を加える。
（受胎調節指導のために必要な医薬品）

第三十九条 第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、当分の間、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指定するものに限り、薬事法（昭和二十三年法律第九十七号）第二十九条第一項及び第四十四条第八号の規定にかかわらず、販売することが出来る。

2 都道府県知事は、第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者が次の各号の一に該当したときは、同条同項の指定を取り消すことができる。

一 前項の規定により厚生大臣が指定する医薬品につき薬事法第三十三条の規定の適用がある場合において、同条の規定による検査に合格しない当該医薬品を販売したとき

二 前項の規定により厚生大臣が指定する医薬品以外の医薬品を業として販売したとき

三 前各号の外、受胎調節の実地指導を受ける者以外の者に対し

て、医薬品を業として販売したとき
3 都道府県知事は、前項に規定する処分をしようとするときは、処分の事由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに当該処分を受ける者に通知し、かつ、その者又はその代理人の出頭を求めて聴聞を行わなければならない。ただし、都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなく聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで前項に規定する処分をすることが出来る。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○野澤委員 今回の優生保護法の一部を改正する法律案であります。この中で実地指導という言葉が入っておりますが、この実地指導という言葉は、どの程度まで含んでおるのであります。非常にばく然とした意味だと思ひますので、この点お伺ひしたいと思ひます。

○谷口参議院議員 御説明いたします。実は第十三国会におきまして、受胎調節の普及をしきりとやろうとして、国策としてやろうという時期に、一般的に何らかの知識のない者が受胎調節の指導をしては困るので、それで受胎調節実地指導員というのをこしらへました。それは主として助産婦、保健婦、看護婦のうちから講習をいたしまして、主として受胎調節をやる方法とか、薬品の種類とか、薬品の性状その他を十分説明いたしまして、その講習

を終えた者に実地指導員という名称を府県の知事が与えることになつておるのでございます。

○野澤委員 なお、この実地指導員制度というものは、提案者のお考えとしては、恒久的におやりになるのか、それともまた受胎調節の器具の使用とか、受胎調節の方法とか等について、国民全般に敷衍するために、ある一定の期間を実施しようというのか、その辺のところのお考えをお尋ねいたします。

○谷口参議院議員 実地指導員というのは、実は御承知のように、ただいま人口問題がやかましく言われ、しかも過剰人口に対する対策という面から、産児制限のうちでも、受胎調節を大いに徹底させなければならぬというような關係からいたしまして、受胎調節が問題になつておるのであります。ただいまのところでは、多分十五年から二十年もいたしますと、情勢はかなり変わつてくるというふうになつておると思います。恒久的というわけではございませんで、その当時の人口問題と相にらみ合せまして、これを続けたいというふうになつております。

○野澤委員 多分十五年ぐらい続けなければ、人口問題とにらみ合せて、こういうようなお話がありましたが、それは実地に指導することを、講習会とかあるいは学校等でもって指導を受けて、その特技を持った者が実際に指導するというのが指導面だけだと思ふのであります。そこで、この十五条の規定を見ますと、薬事法の規定に抵触する部分を特に除外いたしまして、医薬品の販売をする、つまり受胎調節に使用する必要な医薬品の取扱いも指導員がで

る。

○谷口参議院議員 実地指導員というものは、実は御承知のように、ただいま人口問題がやかましく言われ、しかも過剰人口に対する対策という面から、産児制限のうちでも、受胎調節を大いに徹底させなければならぬというような關係からいたしまして、受胎調節が問題になつておるのであります。ただいまのところでは、多分十五年から二十年もいたしますと、情勢はかなり変わつてくるというふうになつておると思います。恒久的というわけではございませんで、その当時の人口問題と相にらみ合せまして、これを続けたいというふうになつております。

○野澤委員 多分十五年ぐらい続けなければ、人口問題とにらみ合せて、こういうようなお話がありましたが、それは実地に指導することを、講習会とかあるいは学校等でもって指導を受けて、その特技を持った者が実際に指導するというのが指導面だけだと思ふのであります。そこで、この十五条の規定を見ますと、薬事法の規定に抵触する部分を特に除外いたしまして、医薬品の販売をする、つまり受胎調節に使用する必要な医薬品の取扱いも指導員がで

る。

○谷口参議院議員 実地指導員というものは、実は御承知のように、ただいま人口問題がやかましく言われ、しかも過剰人口に対する対策という面から、産児制限のうちでも、受胎調節を大いに徹底させなければならぬというような關係からいたしまして、受胎調節が問題になつておるのであります。ただいまのところでは、多分十五年から二十年もいたしますと、情勢はかなり変わつてくるというふうになつておると思います。恒久的というわけではございませんで、その当時の人口問題と相にらみ合せまして、これを続けたいというふうになつております。

○野澤委員 多分十五年ぐらい続けなければ、人口問題とにらみ合せて、こういうようなお話がありましたが、それは実地に指導することを、講習会とかあるいは学校等でもって指導を受けて、その特技を持った者が実際に指導するというのが指導面だけだと思ふのであります。そこで、この十五条の規定を見ますと、薬事法の規定に抵触する部分を特に除外いたしまして、医薬品の販売をする、つまり受胎調節に使用する必要な医薬品の取扱いも指導員がで

きるという規定になっております。そうしますと、提案者のお考えとしては、そうした受胎調節の教育普及徹底等をはかるかたわら、この法律を見ますと、当分の間という言葉が入っておりますが、やはり医薬品等を扱わせるのも十五、六年間かかるというお考えなのか、あるいはまた普及徹底の速度がかなり進捗すれば、その操作あるいは教育、指導というものは、次の世代の人まで教育するとして十五、六年、医薬品の販売に関しては、当分とはしてあるけれども、ここ三年か五年の間やらなければならぬ、こういうお考えなのか。指導と医薬品の販売取扱いということとを、どういふふうにお考えになつておりますか。

○谷口参議院議員　ただいまのお話は、受胎調節を普及させる面と、その場合の薬を用いる面とをどういうふうに考えておるかというお尋ねでございますが、私も提案者といえましては、受胎調節の実地を指導いたします場合に、どうしても薬品の取扱いを許していただくかぬければ、十分なる徹底ができませんので、受胎調節の指導をする期間、同様に薬品も取り扱わせていただきたい、かように存じております。

○野澤委員 これは提案者並びに薬務局長にお願いするのですが、受胎調節そのものに關しましては、いろいろな角度から論議されておると思いますので、今さらこれをどうこうという議論めいた話でなしに、理論的と現実的の二つの面から、これは考察し得る問題ではないかと思うのであります。少くとも受胎調節に關しましては、数年前からやかましく有識者間で論議されて

いますが、受胎調節に使用します薬品とか器具類に關しましては、当然薬剤師以外には取扱いを嚴禁すべきだ、これは理論的には一つの考察だと思う。しかしながら、實際にこれを検討してみますと、實際面においての突地指導という点に至りますと、なかなか男の薬剤師や、あるいはまた特殊な薬業家がけでは普及徹底はできない。現実的には、どうしても助産婦等の日常妊娠産

等に接觸をしております方々が、突如に指導をされていく、あるいは解説される、さらにまた器具の操着を教える、こういう面から考えると、どうしてもこれは今度の改正の趣旨に賛成せざるを得ないと思うのであります。得ないと思いますが、反面この薬事法の精神を見ますと、医薬品の販売というものは、薬事法の規定によって統一され、整理されていくということが原則だと思ふのであります。こういう原則論と實際面との板挟みになるのでありますから、われわれ自体としても、突如面を取りうとすれば、薬事法に抵触をする、薬事法の除外を一つここで許すと、各種業態にも許さなければならぬ、こういう突にめんどろな問題が起きるのであります。この改正条分を見ますと、当分の間ということが、相当意味深長であると思ふのであります。

ただいま提案者の御説明を聞くと、十五年、十六年には指導とともに、また医薬品も売っていきたいというお考えのようでありますが、薬事法の精神から出発いたしますならば、少くともこれは最低年限に切りまして、それでもまだた普及が徹底ができない、実地指導に医薬品が必要であるというならば、そのとにさらに再延長ということも考え得

ると思いますので、この年限を一応三年なりあるいは四年なりというところで切られる方が適正ではないかという感じがいたしますが、提案者の方では、十五、六年間というお含みがあられるようであります。厚生当局として、業務局長の方では、これは野放しにしていいのか、あるいはまた最低の年限にしほるべきか、的確に一つお答えを願いたいと思います。

○高田(正)政府委員 この御提案の趣旨は、あくまでも今先生の御質問のようには、必要やむを得ざるに出た措置で、こういうふうには私も了承いたしてあります。さような観点からいたしますと、結局問題は、受胎調節を受ける人たちが避妊薬を薬局等に買いに行くのに、非常に今の空気では、農村等においては買いに行きにくいという点が、問題のポイントだろうと思います。従いまして、さような危惧がなくなるといふことが、受胎調節の指導の必要年限と必ずしも一致するものではないのではありませんかと考える次第でございます。従いまして、御提案の趣旨、法律案の御趣旨がやむを得ざるに出た一つの措置だということでありましたら、私も薬事法の運用に当たっておる者としていたしますれば、むしろ年限を切つて

いただいて、その年限が到達したときに、また必要ありとすれば、そこでまた判断を国会でお願いをするというこの方が、法律案の趣旨といたしまして妥当なのではあるまいかというふうには私は考えます。

○野澤議員　ただいま厚生当局のお話もありましたが、提案者の方では、この点に關してどういう御見解をお持ちか。薬事法の精神をどうしても生か

す、また将来の医薬品の流通形態に對しては、藥事法を尊重しなければならぬ、こゝういふ建前から、ある程度まで寛容なお氣持で歩み寄りができるかどうか、その辺のこころの御見解をお伺ひいたしたいと思ひます。

○谷口参議院議員　ただいまのお尋ねでございますが、私どもの提案しておられます理由といたしまして、受胎調節をやらせる場合に、薬を同時に配給することがきわめて必要であるという意味は、ただいまのように、指導を受ける方がぬかしいというような面もございますけれども、何と申しまして、その人々に直接に当たってみて――むろん医者でありませんが、子宮内までの処置は許さぬことになっているのですが、膈内の処置までいろいろなと許すことになっておりますので、そういうところをよく検討をして、この薬がいいというようなことを考えましたときに、そのやられる方に対して、薬を説明したり、あるいはまた買いに行けというようなことは十分徹底ができない。そのときに薬を持っていて、この薬が最も適当するということを言わせる必要があるかと存じます。受胎調節の必要な期間中は、薬もぜひ与えたいというふうに思っている次第であります。

○野澤委員　その問題はよくわかるのですが、ただ提案者に御納得をしていただきたいと思えますことは、少くとも医薬品の流通形態というものは、国民の健康にとつてきわめて重要な問題であります。しかも、戦後薬事法一本で、これらのものの製造あるいは販売等を規制いたしておりますので、これ等は少くとも専門的な教育を受け、資格を獲得した者以外は扱わせないという

のが建前であります。この建前を、先ほど申し上げましたように、現実面から、この優生保護法の精神に転化しようという特例でありますから、その特例に對しまして、あなたのおっしゃる通り、十年なり十五年というようなこととは重々わかりますけれども、必要だからといって、当分の間野放しということになりますと、この法律に關係する精神はよくわかりますが、だからといって、要求があったときに、おそれる厚生省として取扱いに苦しむのではないか。同時に、業事法の精神を生かしていくためには、ある程度の年限というものは縮小されるのが建前ではないか。ただし、縮小されたからといって、今後の教育をされ、指導される上においてお困りだという場合には、もう一度お互いに相談をされて、この年限の延長もでき得ると思えますので、当分の間ということにこだわらず、一歩み寄りが願えないものか、かような意味合いでございますから、よろしく願いをいたします。

○谷口参議院議員　ただいまのお話、よくわかりました。薬事法において、医薬品は特に薬剤師でなければならぬということになっていることは、よく承知しているのでありますが、ただこれは、受胎調剤用の避妊薬に対して特別の知識を与える、また避妊薬を受けるごく狭い区域の者のみにやるというような関係で、ここに許していただくたいというふうにいたしましたのであります。お話し of 期限をつけるということ、は、最も必要なことと存じておりますが、われわれは十五年は必要と思つてゐるのに、ただいまのお話では、三年か四年くらい of 期限をつけたらという

る。これらが農村、漁村、山村等の非常に貧困な家庭等にとりまして、非常にいい影響を与えていることにつきましては、私も深く感謝をいたしておる次第でございます。そこで、もう一つ伺っておきたいのは、今日生活保護法当者、要保護者等に対する指導員の皆さんの指導に對して、国あるいは県、市等から、指導料ともいふべき報酬が何ら出されておらないというようにも仄聞するのでありますが、この事情は、今日どうなっておりますか。厚生省当局でも、あるいは提案者でもけつこうですか、お答え願いたいと思います。

○谷口参議院議員 私から一応お答え申し上げます。生活保護法適用者のうちに、実は現在妊娠可能性のある婦人が十二万五千人くらいおるのでございます。なおボーダー・ラインで、同様な者が約七十五万くらいおるのでございます。これらの方々に對しては、ぜひ受胎調節を實行していただきたいと思ひますので、私も政府に對して、ぜひこういう方には国が薬をやる、器具をやる、あるいは安くやるか、なお指導員には指導料を出してもらいたいというのを、しきりに申しておるのでございますが、今回の三十年度の予算でも、御承知のようにわずかに三千二百万円くらい、薬を少し安くするとか、その部分が少し認められたのみでございます。これはどうしても皆さん方のお力によって、ほんとうに生活保護法にかかつておる人には、もっと薬をやり、なお同時に、指導料もこれに見込むようにしていただきたい。そういう方々は、指導料が惜しいというわけじゃございませんけれども

も、指導料を払うことができたために、指導も受けずにおるといふような状況でございます。

○長谷川(保)委員 当然こういうものは国が指導料を出すべきである。厚生省の予算書の明細表を見ましても、指導料というのがあるように私記憶しておらないうのでありますが、当然指導料を出すべきである。要保護者あるいはボーダー・ラインのこういう人々に対して指導をする、ある意味では最も受胎調節をしなければならぬその一番大事なことなことに對しまして、全国の助産婦諸君が奮闘をして努力してくれておられますのに、それに對して國の方で指導料を出さないというのは変だと思ふ。現在のところ、どういふようになつておるのか、こまかいことは、社会局長がおいでになりませんか、わからないでしようか。

○山口(正)政府委員 ただいまお尋ねの生活困窮者、あるいはボーダー・ラインの人たちに対する指導料の問題でございますが、これは先ほど谷口先生からもお話がございましたように、またたいたいま長谷川先生からも御指摘のように、やはり公費で見ると、実際の普及の面から非常にいいというふうな考えられます。現にある府県では、実際に公費で見ているところがございまして、そういうところでは、実地指導員の活動状況が非常に活発に行われておるといふような状況もございまして、私どもといたしましては、三十年度の予算を編成いたしました際に、単に先ほど谷口先生のおっしゃいました器具、薬品を無料あるいは廉価で支給するということだけでなしに、特別な人たちに對しては無料で指導できるよ

うに、指導料という項目で財政当局と折衝したのでございしましたが、残念ながら指導料という名目では、予算が計上されなかつたわけでございします。しかしながら、全国七百数十カ所優生保護相談所あるいは保健所がございします。両方兼ね合せているところもございしますが、そういう施設がございまして、そこで実際に指導するというのも一部やつておるのでございまして、その費用の中に、この事業費として昭和三十年度は二千六百万円計上していただいておりますが、三分の一補助でございますので、実際の事業費はその三倍になるのでございします。その中で、嘱託謝礼というふうな項目がございします。実際に助産婦の方などで、そういう相談所あるいは保健所の嘱託というふうな格好で謝礼を出すというふうなことを、従来もやつておりました。今後その面をできるだけ大きく活用していきたい。とりあえず昭和三十年度におきましては、財政当局とも相談しまして、その相談所の事業費の中で、実地指導料に相当するような費用を出させるように話し合ひをつけております。金額は補助額で約二十万円でございします。そういうことをとりあえずやつておりますが、将来は、先ほど来御指摘のようにな線に進んで参りたいというふうな考えでおるわけでございします。

○長谷川(保)委員 今のお話でよくわかりましたが、しかし実際問題として、こういうことは婦人としては秘密を要するやうな問題でございしますから、こういうことについて、果して助産婦さんが適当な方法で生活の要保護者あるいはその他の人々を指導をいた

しましたといひましたしても、ただいま申されましたような予算を取り得るかどうか。なるほど、保健所の優生相談所ではそれができましよう。第一線に立ちまうております。直接そういうところに立ちまうております助産婦さん、指導員の方々に、要求ができるかどうか、できておるかどうかはほとんど疑問だと思ふのでありますが、この点は横山先生、どういふふうなやつていらつしやいますか。

○横山参議院議員 ただいまのところ、助産婦の中の実地指導員の講習を受けた者、保健婦さん、看護婦さん等がいらつしやいます。保健婦、看護婦は病院、診療所等におります。で、実際に農村等の各家庭に入りまうた場合は、助産婦さんの実地指導員が大多数だろうと思ひます。その助産婦の実地指導員は、前回の産をなさいた方、そしてそのあとの産褥看護に上つた場合において、そういう方面において指導をいたしております。またその時以後続いでいたしておりました。相当一生懸命にやつております。でございますが、ただいまのところ、助産婦の本職といたしましては、自分はその大部分の収入を得ておるわけでございます。実地指導といひましては、ただいま厚生省のお話もございまして、私たちの方の会いたしましては、指導料が百円というのになつております。この百円で、消毒をいたしまして――自分の手も、また局部も消毒いたしまして、その御婦人が実地にそれを使用することができるようにお教へするには三時間から四時間、ときに二回、三回とかかるわけでございします。ここに今日問題になつております

あんまのような方々におかれましては、一回が二百円以上の料金になつております。その面からいひましても、はなはだ乏しい収入でございします。しかも、それが助産婦の本職からいひまうと、収入減を伴う問題でございします。が、しかし国家的な意義、今の人口問題を考へて、助産婦はそういうことに對して一切苦情も申しませんで、一生懸命にいたしておるわけでございします。厚生省の方にも、もう少し指導料等についても考へていただきたい。しかし実際問題といたしまして、指導料をいただくよりも、もっと大きなのは、公的に嘱託というふうな形、仕事のやりいような立場に置かれるといふことの方が、もっと本質的にはし問題でございします。実際には、その方々それぞれいろいろなお考えがございします。そういうところにお産に上つたというところで、立ち入つて順々にそういう話に入ります場合に、個人の開業助産婦としてよりも、ある公的な、たとい名義に相当するくらい報酬のわずかなものでございまして、そういう形になつておりますときには非常に働きやすい、活動しやすい、いろいろな家庭との間の問題にも、口実を持つていきやすいという形があるわけでございます。でございますが、いすれにいたしまして、年々とも助産婦がそういう方面に頭も切りかわりまして、仕事の面でも熱心にやる趨勢に入つておることは事実でございます。

○長谷川(保)委員 私、心配しますのは、ただいま公衆衛生局からお話のありました二千万円の予算が、保健所の優生相談所だけに払われてしまつて、実際は第一線に働いている指導員であ

ります助産婦の方々のところに扱われていないのではないかといいことであります。この点、保健所と受胎調節の指導員とのつながりは、どういふような有機的な関係になって働いているのでしょうか、お教えを願いたい。

○山口(正)政府委員 従来は、ただいま長谷川先生から御指摘のように、保健所の近くということが主でございまして、今度の特別対策を実施して参りますのにつきましても、保健所だけでなしに、むしろ保健所から離れたところで活動していただく実施指導員の方々に、先ほど横山先生からもお話がございまして、嘱託というような名義で、実際の指導料をお流しするというふうに行行政指導をやつて参りたい、そういうふうな考へております。

○長谷川(保)委員 これは厚生省におまかせしておけばいいようなものでありますけれども、そういう場合には、一回々々指導した場合には、それについて、保健所の方にその指導料を要求するというふうになるのでしょうか。生活保護法には、指導料を出すという面は、予算としてはちよつとないようになっているのですが、こちらから出るのございまいしょうか。そういうような場合には、土地の保健所の優生保護相談所の方に屈出をして、そこから支払つてもらうという関係になるのでしょうか。こまかい問題であります、一体どういふようにやるのかよくわかりませんので、事情を承知しておきたいと思ひます。

○山口(正)政府委員 非常に具体的な問題についてのお尋ねであります、その点につきましては、ただいま御質問のように、一回々々いたしますか、

あるいは取りまとめていたしますか、今回三十年度の予算によりまして実際に始めて参りますので、ただいま御注意のございまいしたように、一回々々わずらわしいというふうなことのないようになつて参りたい、そういうふうな考へております。

○長谷川(保)委員 私は法案自体としては、まことに時宜に適した法案だと思ひますので、どうか今の法律を実施するに当りましては、横山先生のお話のように、助産婦会、府県の衛生部あるいは保健所というようなものが一体となつて、万全の措置をとつていただくように希望いたします、私の質問を終ります。

○中村委員 ほかには御質問ありませんか。なければ、本案に対する質疑は終了したものと認めるに御異議ございませうか。

○中村委員 御異議なしと認め、そのように決します。

ただいままでに、委員長の手元に各派共同提出にかかる本案に対する修正案が提出されております。この際提案者より趣旨説明を求めます。大橋武夫君。

優生保護法の一部を改正する法律案に対する修正案
第三十九条第一項の改正規定中「当分の間」を「昭和三十五年七月三十一日までを限り」に改める。

○大橋(武)委員 私は各派を代表いたしますして、優生保護法の一部を改正する法律案に対する修正案の説明をいたしたいと思ひます。

修正の要旨は、第三十九条第一項の改正規定中「当分の間」とありますのを「昭和三十五年七月三十一日までを限り」ということに改めたいというわけでございします。

今回の優生保護法の改正は、時局下緊要な人口政策の上から見まして、必要な施策であります。が、薬事法の条則と異なる点がありますので、一時の便宜的措置として認めるのであるという趣旨を明らかにしますために、参議院におきましても当分の規定を認めるという意味で「当分」という文句を入れられたのでございします、一そうその意味を明確にいたしますために、一応確定的な時期を規定しておきたいという趣旨で、この案を提出した次第でございします。

○中村委員 以上で説明は終ります。ただいまの説明に対する御発言はございせんか。

○中村委員 御異議なしと認め、そのように決します。

○中村委員 なければ、次に優生保護法の一部を改正する法律案並びに本案に対する修正案を一括して討論に付するのてございします、両案につきましては、討論の通告もありませんので、これを省略し、直ちに採決に入るに御異議ありませんか。

○中村委員 御異議なしと認め、そのように決します。

採決いたします。まず各派共同提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の御起立を願います。

○中村委員 起立総員。よつて本修正案は可決せられました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。本部分を除く原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

○中村委員 起立総員。よつて本部分を除く原案の通り可決せられ、本案は修正議決すべきものと決しました。

○中村委員 御異議なしと認め、そのように決します。

○中村委員 ちよつと速記をとめて。(速記中止)

○中村委員 それでは速記を始めて下さい。

同じ。それから十七条関係を見てみましても歯科医師が技工士でなければ、業として歯科技工をやることはできないのだ、これは同じなのであります。

問題は、業務上の注意として、二十条で「歯科技工士は、その業務を行うに当つては、印象採得、咬合採得、試適、装着その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない」としてある。詳しく見ると、本質的な違いは、二十条は、歯科医師がやるという形になつて、もちろん治療もできぬ、そういう本質の違いもあります。そうしますと、私の心配しておることは、この型を取つたり、入れ歯を作つたりすることが非常に適切に行われるためには、やはり型をばつと歯科医師が技工に出すよりか、本人の実際の歯に向つて技工士がやつた方が、よりよき技術ができるような感じもしてくるわけです。

○中村委員 ちよつと速記をとめて。(速記中止)

○中村委員 それでは速記を始めて下さい。

○中村委員 参議院より送付されました歯科衛生士法の一部を改正する法律案及び歯科技工法案の二法案を一括して議題となし、質疑に入ります。

質疑の通告がございしますので順次これを許します。滝井義高君。

おいては、同じ点がある。それは歯科衛生士についても言えることであります。それは歯科衛生士、改正案の方では「婦」であります、新しく歯石の除去あるいは看護業務を入れることになつておりますが、これを除外するにしても、そういう点の防止対策はどうするのか、それを一つお聞かせ願いたい。

○高田(浩)政府委員　ただいまお話し
の点は、この問題の最も本質的な問題
であらうと思います。長い間この問題
が論議せられたゆえんのものも、今の
御心配に基づく点が多かろうと思うので
あります。それで、これにつきまして
は、歯科の技工というのは、患者には
タッチしない、すべて技工の業務は歯
科医師を通じて、すなわち十八条に書
いてあります歯科医師の歯科技工に関
する指示書に基いてやる。患者との関
係はすべて歯科医師がこれに当る。そ
ういうような立て方にいたしておるわ
けであります。なお、もちろん二十
条に書いてありますように、いわゆる

齒科醫師まがい行為をすれば、これは嚴重に齒科醫師法違反として処罰するといふことになるわけであります。これに關連をしまして、一つの問題として、大衆に對してみずから診療する、あるいは金冠等を入れるがごとき廣告をいたすといふことは、これは非常に問題になるし、その点を心配をしておたのであります。この点は、參議院の修正によりまして廣告の制限が嚴重に置かれるようになりましたので、その辺の心配はそういう格好で解決されたと思つてよいのではないかと思ひます。

○滝井委員　そうしますと、将来厚生

省の見方としては、歯科技師が歯科治療の領域に入ってくるおそれというものは全然ない、こういうお考えのようでありますが、しかし私は、その考え方は甘いと思っております。これは実際に現在の社会保険の状態から見て、補綴というものが、非常に大きな社会保険の比重を占めておることは御承知の通り、しかも特に大きなものとして保険治療から締め出そうとして、何か中央社会保険医療協議会では、それが問題となっておると言われておる冠冠の問題、こういうものとの関連から考えた場合には、これは私は必ず社会保険ではだんだん押えられてくるという

ことになれば、簡単に齒科技工所に
いって、治療ではなく、裝飾的な入
歯というようなものは、これは簡単に
行われる可能性が出てくるということ
なのであります。そういうものの処置
対策というものを大体どうしていくの
か、金くこれはないのじゃないかと思
うのでありますが、それはどういうこ
とになりますか。

○高田(浩)政府委員　齒科の技工士
が、齒科醫師的な齒科医療に関する業
務を行うことを防止する点につきまし
ては、この法におきまして、あらゆる
万全の規定を置いたつもりであります。

す。これより以上の問題としましては、結局齒科技工士という制度を認めるか認めないかという本質に触れてくる問題だと思いますので、この法律の規定を駆使いたしましたので、御心配の点がないように、十分気をつけて参りたいと考えております。

わば医師の処方せんと同じようなものであります。これは患者は金を出さなければならぬものなのかどうか。これはおそらく第三者の患者を通じて、たとえば処方せんが患者から薬剤師に行くように行かずして、直接技工士に行くようになるのだと思います。しかし、技工所が離れておるような場合には、患者が持つていくこともあり得るという事です。しかもそれは、患者の歯の構造にびたつと合った構造に作る指示書なのですから、従つていわば処方せんと同じようなものです。この指示書は金を取るのか取らぬのか、この点を一つお答え願いたい。

○高田(浩)政府委員 金に取らないことと考えております。と申しますのは、この指示書というのは——今処方せんというお話がございましたけれども、私どもの気持としては、処方せん的というよりも、むしろカルテ的に考えておるのでございます。この指示書と患者との関係は生じないで、むしろ歯科

医師と、それから歯科医師が技工について一部技工士に委託するとすれば、その仕事の委託を受けるところの技工士との関係でございまして、従つて、患者との関係については、この指示書は介入せしめない、そういうふうと考えております。

も関連してゐる。現在普通の医療においては、医師と看護婦が二人構成でやつておる。その中に医薬分業で薬剤師が入ることについて、いわば重大な経済問題として医薬分業問題が論議されるところにあの紛糾があつた。ところが今度は、この歯科技工法案と歯科衛生士法改正案が通つて参りますと、歯科医師という小さい口腔の中の処置を、歯科医師と歯科技工士と歯科衛生士と、ときには看護婦と四人が、小さな部門から出る経済的な取入で食つていかなければならぬということになるわけだ。そうすると、政府は今後の健康保険の点数その他の場合、歯科診療費

においては、歯科治療的な技術プラス、歯科技工士の技術というものは、当然健康保険の上においても認めるということを了承の上、こういう身分を当然出しておると私は思っておる。私はこういうものを作らなければならぬと思っておりますが、そう考えて差しつかえないかどうか。

じやないかと思ひます。それから仕事
といたしまして、印象探得でありま
すとか、そういう初めの行為と、それ
から試適あるいは装脲等の終りの行為
は、これはがっちりと齒科医師が押さ
ておるわけでございまして、その間に
おいて、一部技工等に関しますること
の、本来ならば、自前でやるべき仕事
の一部を委託をして技工士にやらせる
わけでございしますから、すなわち当然
自分のやるべき仕事の一部を技工士に
下請をさせる、俗っぽい言葉を使いま
すれば、そういう格好になるわけでござ
いますので、業の場合とは相当違う
のじやないかと思ひます。

なお、健康保険との関係におきましても、従来のようなやり方を、この制度を設けたがために変更する必要はないと考えております。

○滝井委員　とにかく齒科技工士とを作つたならば、齒科医師も食えるし、齒科技工士も食えるという姿にぜひお願いをして、私の質問を終わります。政府の責任において、ぜひそれを要望いたしておきます。

○中村委員長　ほかに御質問はございませんか。

なければ、両案に対する質疑は終了したものと認めるに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○中村委員長 御異議なしと認め、
両法案に対する質疑は終了いたしました。

両案について討論に入りますが、別に討論の通告もございませんので、これを省略し、直ちに採決するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○中村委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

これより齒科衛生士法の一部を改正する法律案を採決いたします。本案を原案の通り可決するに御賛成の諸君は御起立を願います。

〔議員起立〕

○中村委員長 起立議員。よって本案は原案の通り可決いたしました。

次に齒科技工法案を採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立多数。よって本案は原案の通り可決されました。

なお、ただいま可決いたしました両案に対する委員会の報告書の作成等に関しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

午前中はこの程度にとどめ、午後二時まで休憩いたします。

午後零時二十八分休憩

午後二時五十一分開議

○中村委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次許可いたします。

この際大橋君の発言を許します。

○大橋(武)委員 議事進行に關してであります。本法案につきましては、先般小委員会が設けられまして、小委

員会がこの問題について審議があったはずでございますので、この機会に小委員長から報告を求められてはいかいかと存じます。お諮りいただきたいと存じます。

○中村委員長 それではその意味も含めてお願いいたします。松岡松平君。

○松岡(松)委員 ただいま大橋委員からの御発言もありましたので、その意味を兼ねまして質問を試みたいと思うのであります。

政府委員にこの際お尋ねしたいのは、私も小委員会において懇談した結果、十九条の二の規定並びに第一條のうちにお尋ねしたい事項があるわけでありまして、そこで第一條には「医師以外の者で、あん摩」というありまして、「マッサージ及び指圧を含む」と、こういう意味の規定がなされておるのであります。小委員会の懇談の際には、この点はまことに不明確である、固有の意味のあんまと固有の意味のマッサージと、固有の意味の指圧とは違ふのであるから、この「あん摩」という抽象名詞のカッコの中に、あんま、マッサージ及び指圧が含まれるのではなからうか、そう規定するのが厳格な意味で正しいのではなからうかという意見であります。政府当局において、この点の御説明をお願いいたします。

○高田(浩)政府委員 御説明申し上げます。あんまとはマッサージとは、もちろんその起源は異にいたしてあります。すなわち、どちらかと申し上げますれば、あんまは漢方医学に発しておるし、マッサージは西洋医学に発しておりますけれども、その後における発展過程において、現在におきまして

は、すでに基本的には同一の基礎に立っていると考えられるのでございませう。すなわち漢方医学の經穴経路、あるいは西洋医学の循環器障害回復あるいは皮膚内臓反射説、そういったものの上に立っておりまして、その施術方法といたしまして、押し、引き、もみ、なで、さすり、たたきというような行為によりまして血管あるいは神経筋肉等に刺激を与えて生体反応を試みるということになっておるのでございまして、また指圧につきましても、徒手をもつて皮膚の表面からいわゆる神経系統を加圧いたしまして、神経なかなんぞ自律神経系を興奮せしめて生体反応を求める施術をいうのでございまして、これはあんまの施術でありますところの押し、もみ云々という行為の主として押す行為を特に強調するということになっておるわけでありまして、今申し上げましたように、理論的には、これらの三つのものは同一の基礎に立っておりますし、それから具体的手法としましては、あんまの手法としてありますところの幾つかの手のいづれを特に強調するかということに帰するかと思ひますので、従つてこれらのものは、やはり同一の範疇のものとして取り扱うことが適當であると考えられます。たとえば医師について言ひましても、ひとしく医学教育を受け、医師の免許を受けた者が、ある者は内科方面、ある者は整形外科方面、ある者は産婦人科方面を志してそれぞれ自分の特技を相手の状況によつて適用していく、こういうような姿が、これらの問題については望ましいと考えますので、医師について、たとえば内科医師であるとか、あるいは外科医師である

とか、あるいは整形外科医師であるとか、そういったふうな初めから教育のない免許等の關係を分けて考えることは好ましくありません。そういう基本的な考え方、この三つの理論的なし具体的手法の關係からいたしまして、ただいま御提案申し上げたような趣旨に規定をいたした次第であります。

○松岡(松)委員 免許を与える面からかんがえますと、ただいまの政府委員の御説明はごもっともに考えられるのでありますけれども、あんまにいたしましては、マッサージ、指圧にいたしまして、これは一つの營業の態でございまして、従つて、あんまにかかると、マッサージにかかると、指圧にかかるといふことは、いづれも現在の社會段階においては、治療を受ける人たちの目的が違ふのであります。マッサージを受けたという人、あんまを受けたという人、指圧を受けたという人、みななおの目的の趣旨が違つておるのであります。従つてその營業の態が、もしあんまという一本の免許看板でありますと、現在までは、指圧においては現行法によつて指圧の看板を許されておるのであります。それがこういうふうな規定されて参りますと、指圧の看板をはずしてあんまの看板一本になります。そうすると、羊頭を掲げて狗肉を売るといふようなことになり、すべてなるとは私申しませんが、看板はあんまで中身は指圧である、こういうような結果に陥る愛いが多分に感ぜられるのであります。現行法の七条の第二号の規定によりまして、第一條に規定する營業の種類しか掲げられぬことになるのであります。そうすると、營業の種類というは第

一条に制約されて参りまして、結局あんま、はり、きゆう、柔道整復というものが業種になる、そういったしますと、看板として出し得るものはあんまだけである。ところが、中身はマッサージであり、指圧であり、あんまである。あんまである場合は、これは問題はありません。ところが、マッサージである場合、指圧である場合に、治療を受ける人としては意外な錯覚に陥つて、そのためにいろいろな弊害が起るのである。それのみでなく、實際それを行う業者として、不測の不利を免れないのではなからうか。今まで指圧の看板を掲げていた者が、試験を通ることによつてあんまの看板に変わる、まことに珍奇な現象が起つてくると思ふ。小委員会の懇談の際にも、特にその点が問題になったのは、あんま師といふものの中に、マッサージ、指圧、それから固有の意味のあんまといふものをはつきり含めたかどうかという意見が出たのはそのところからくるのであります。この業種というものの考え方、政府当局におかれましては、あんま師であるという考え方でありまして、マッサージ、指圧といふものが業種といふことになるのであります。この点を明確にいたしておきたいと思ひのであります。

○高田(浩)政府委員 ただいま御質問のごとく、マッサージあるいは指圧等の広告ができないというところになります。確かに相當不便な面が出てくることは、私も十分承知をいたしております。従つて、あんま、指圧、マッサージ、それらについては、その自分の特技に従つて、好むところに

従つて広告を可能にすることが適當ではないかと思ひますし、そういうことにしたいと思ひます。その手段として、從來マッサージにつきましては、七条の二の業務の種類のうち含めて解釈をいたしておりましたけれども、なおこの点については、多少疑義もあるようでございますので、五号の厚生大臣の指定する事項によつて告示をすることになるわけでございまして、それが、それによつてはつきりと、マッサージあるいは指圧も広告ができるというふうになりたいたいと思ひます。

○松岡(松)委員 そうしますと、政府委員の御説明によりまして、從來業態というものはあんまであつたけれども、現在の状態においては、あんま、マッサージ、指圧というものを、業態の実際の営業面における名称として広告掲せしめるように、第五号の厚生大臣の指定によつて、これをそういうふうに取り扱いたいとお考えと了解してよろしうございしますか。

○高田(浩)政府委員 お話しの通りでございます。

○松岡(松)委員 それでは、次に第十九条の問題でありますが、第十九条の第一項によりまして、二十三年の届出によつて現在営業を継続しておるところの指圧以外ならぬ温熱、光線、刺激、電気に関するところの業種であるいわゆる医療類似行為者について、この法律によつて試験を受けて、その試験に合格をしたならば、あんま師としての免許を与えるという趣意と了解いたしますが、しかば、これらの人々に課するに、もつていかなる科目を試験せしめるのでありましようか。言いかえれば、学科については議論ござい

ません。これはもちろん基礎医学の範疇ですから、あんまであろうと、マッサージであろうと、指圧であろうと、はたまた温熱、光線、刺激、電気、これらの人々であろうと、学科については試験を受け、これに合格させることは当然であります。しかば、その実技とは、あんまの実技の試験を受けるのであります。もしあんまの実技を受けるのであるということになるならば、これは試験を受けるというのでなく、むしろ試験を受けさせるという名目だけを与えて、ここでお払い箱にする、要するに死刑の宣告を与えるに変わりない、こういう結論が出て参るのであります。私も小委員会の懇談の結論を申し上げますと、少くとも八年間の業種を固定して生業として営業することを認められておるのであります。それが、この改正によつて、断絶せられるということは、われわれは、少くとも万人の中に一人の生存権をも考えなければならぬといわれておる今日の政治において、一万三千人の中の四割に該当するこれらの人々の生存を思うときに、あまりにも過酷な規定ではないか。今まで電気に専念従事し、その方法について研さんをきわめてきた人が、今たちまちあんまの治療の試験を受けろといわれても、これはなかなか容易なことではございませう。また光線の技術について十数年あるいは数十年研さんをし、そうして多くの治療者から尊敬されて喜ばれておる、少くともそういう人々は相当の高齢者であります。それらの人々に、あんまの実技の試験を受けろとは、あまりにも聞えないというものが、私も小委員会における懇談の際の皆さんの感

じであります。当局におかれてはこれをどう処置するのか。ことに第十九条の二の第二項には、特例を設けるとありますが、この特例は果して実技に関する取扱ひの特例を示すものか、あるいはまた学科についての特例を考へておられるのか。私も小委員会の当時の話し合いの趣旨をここで申し上げますと、学科についてのさじかげんは絶対にしてもらつては困る、目の見えな人ですから、苦心をして学校へ出て基礎医学を學んでおるのに、電気、光線、温熱、刺激などというきわめて危険の多い仕事をしておる者が、基礎医学に関する知識に欠けるということとはまことに危険である、学科については嚴重な試験を加へてもらわなければならぬが、実技については、一体あんまの試験を課するということは無理な話である、こういう結論が出ておるのであります。この特例という意味を、どういうふうに当局はお取扱ひになる御趣意でありますか、ここで一つ御説明賜わりたい。

○高田(浩)政府委員 ただいま既存の業者に対する同情心にあふる熱誠なるお言葉を拝聴いたしました。感銘いたしておる次第であります。この問題は、実はむずかしいといへば、大へんむずかしい問題でございまして、ただいま後段においてお話しになりましたように、現在目その他の不自由な中に二年ないし二年以上の養成課程を経て、そして知事の試験を受けて免許を受け、しかも社会に出てそういうような身体上のハンディキャップを持ちながら、社会の荒波に耐えてやっておられる人の立場から見ますならば、五体健全なる者が、たゞ従来他の業務を

やつておつたからといって、養成課程も経ないで試験を受けられるとは、一体何事であるか、むしろわれわれと同じように堂々と養成課程を経て、試験を受けられたらいいじゃないか。これは、その人たちの立場から見れば、私はそういつた心境というものは偏らざる氣持であると思つておるものであります。しかしながら、今回の措置は、いわば特別の場合でございまして、特にそういう学校、養成所等によりまして、養成課程を経ないで受験資格を与えよう、それにつきましては、いわゆる解剖学、生理学というむずかしいような事柄について、あらためて試験するということに試験一点ばりで行くのも、場合によつては酷と考へられますので、講習等とも関連をして一部除いたらいかがであるか。そういう意味においてこの十九条の二の二項というものを置いた次第でございします。すなわち二項というのは、学科、実技を含めた全科目について必要な特例を設けることができる趣旨でございまして、従来の考へ方は今更申し上げた通りでございます。すなわち、この科目の問題につきましては、ただいまの御意見も尊重いたしまして、今後十分検討いたしたいと思ひます。

なお実技のやり方につきましては、これはごもつともな点もございします。で、私もただいまあんまの実技一点ばかりというふうには考へないのでございまして、十分実情に即し得るようによ考慮いたしたいと考えております。

○松岡(松)委員 今のあなたの仰せられた実技の点であります。ここが一番問題になるところであります。小委員会の趣旨から言いますならば、学

科についてはさじかげんは要らない、当然全科目を課すべきである。ただし、あんま試験の科目中、実技に關して必要な特例を設けてもらいたいというものが、小委員会の結論であります。その結果、まず指圧については指圧の実技、電気、光線、温熱、刺激の場合においては、それぞれ従来行なつてきた療法の実技について、必要な特例を設けていただくべきである。それでなければ、ほんとうの意味の救済法にならない。今まで電気、温熱をやつてきた者に、あんまになれというならば、これはあんまの学校に行つて、あらためてあんまの試験を受けなければいけません。何も救済の意味はないじゃないか。八年業態を許したのだから、今こ

で三年の猶予期間を与えて救おうとするならば、少くとも救済法の精神に照らして、この実技についてのみ特例が活用せらるべきものである、私はこういう考へを持つておるのであります。今伺いますと、講習その他を勘案してという、大へんなまぬる御説明です。これでは、なかなか委員の皆さんも御承知あるまいと思ひます。この点について、重ねて申し上げますが、指圧については指圧の実技、電気、光線、温熱その他については、それぞれ行なつてきた業態の実技について試験を行うよう、これは私も希望する次第であります。この点について、もっと明確な御答を願ひたいと思つております。

○高田(浩)政府委員 私が先ほど講習云々と申し上げましたのは、生理学であるとか、解剖学であるとか、そういった基礎的な科目について、講習等にもならみ合せて、場合によつては一部

科についてはさじかげんは要らない、当然全科目を課すべきである。ただし、あんま試験の科目中、実技に關して必要な特例を設けてもらいたいというものが、小委員会の結論であります。その結果、まず指圧については指圧の実技、電気、光線、温熱、刺激の場合においては、それぞれ従来行なつてきた療法の実技について、必要な特例を設けていただくべきである。それでなければ、ほんとうの意味の救済法にならない。今まで電気、温熱をやつてきた者に、あんまになれというならば、これはあんまの学校に行つて、あらためてあんまの試験を受けなければいけません。何も救済の意味はないじゃないか。八年業態を許したのだから、今こ

で三年の猶予期間を与えて救おうとするならば、少くとも救済法の精神に照らして、この実技についてのみ特例が活用せらるべきものである、私はこういう考へを持つておるのであります。今伺いますと、講習その他を勘案してという、大へんなまぬる御説明です。これでは、なかなか委員の皆さんも御承知あるまいと思ひます。この点について、重ねて申し上げますが、指圧については指圧の実技、電気、光線、温熱その他については、それぞれ行なつてきた業態の実技について試験を行うよう、これは私も希望する次第であります。この点について、もっと明確な御答を願ひたいと思つております。

○高田(浩)政府委員 私が先ほど講習云々と申し上げましたのは、生理学であるとか、解剖学であるとか、そういった基礎的な科目について、講習等にもならみ合せて、場合によつては一部

省略することもあり得るのではない
か、そういう意味で申し上げたのであ
ります。この十九条の二を置きました
ゆえんは、先ほど来申し上げて
おりますように、いたずらにチェック
するということではございませんで、
この規定を活用して、従来、いわば違
つた取扱ひを受けておりました人た
ちが、正規の営業、正規の仕事がで
きるようになることを期待する趣旨で
ございます。特に救済的な意味をも
つて考へておる次第でございます。先
ほど申し上げましたように、実地試験の
やり方等につきましては、これは試験
に關しましては、審議院等の意見も徴
しなければなりませんけれども、私
どもとしては、十分実情に沿うよう
に考へていたしたいと考へております。

○松岡(松)委員 今の点は、政府當局
のお考えも大体五〇%ほど了解いた
しました。つけ加えて申し上げますが、
小委員会の際、これは懇談の趣意で
ありますが、本来はこの約一万三千名
の二十三年の登録者というものは、こ
れは試験を課するというのは、むしろ
形式で、この際全部もう救つていた
きたいというのが、これは皆さんの趣
意であります。しかしながら、はな
だもって危険さきまるものとか、はな
だもっていかかわしいもので、当然
社会に害を及ぼすようなものにつ
いては、当然試験を課していただかな
ければならぬけれども、精神をそこ
に置いていただくということを十分に
取つていただかなければならぬ。

最後に、もう一点お伺いしたいので
ありますが、厄介なことは、指圧以外
の業態について、試験に合格します
と、あんま師の免許をちょうだいする
わけですね。そうすると、看板を今まで
電気治療何々所と書いてあったもの
が、その看板はあんま師何々というこ
とになる。これではお客が来なくな
つてしまふ、これではやつていけない
じゃないか。向う三年間はこの法規に
よつて救われまふけれども、せつかく
救済法によつてあんま師の資格を得
て、商売をさせていただく、その当人
にしてみれば、未長く生涯その電気治
療という看板をかけたという希望を
持たれるのは、これは当然でありま
す。これを現行法第七條の五号によつ
て、厚生大臣は従来の業態の名称を、
あんま師の下に「(電気治療)」とい
う名称を用いることを考へておられ
るかどうか、これについて指示を与え
られる御意向があるかどうか、これが
なり問題になるのであります。しかし
ながら、この医療類似行為の今後の基
本的な制度の確立については、当局に
おいても、十分その業態の内容または
社会の事情等を考へせられて、適切
な処置をとられることと思ふのであり
ますけれども、せつかく資格を与えら
れた者が、八年間看板を掲げてきたが、
あんま師の免許を得たために、その看
板はずさなければならぬという、大
へんな矛盾が起つてくるのでありま
す。この点をいかようにお取扱ひにな
るお考えでありますか、御意向を承わ
りたいと思ひます。

○高田(浩)政府委員 あんまの方
々、ある程度の補助的な手段は用いて
いるのが通例でございますけれども、
広告につきましても、その補助的な手
段については、広告をいたしておりま
せん。それらとの均衡等も、これは大
へんむずかしい問題かと思ひますけ
れども、せつかくのお話であります
ので、なお今後十分研究をさせていた
だきたいと思ひます。

○松岡(松)委員 今ほど、質問に續
き込んで、小委員会の懇談の内容を申し
上げましたが、これはその際の委員会
の結論としてまとまつておる事柄を、
今ここで質問の形式において申し上げ
てわけでありまふ。この点をつけ加
えてこの質問を終わります。

○中村委員 野澤清人君。

○野澤委員 今回のおあんま師、きゅう
師及び柔道整復師の政府提案の改正に
ついて、従来の療術師を、指圧を含む
といふことで第一條以下示されてお
りますけれども、この法律を作つた趣
旨はどういうところにあるのですか、
もう一度御説明をお願いしたいのであ
ります。

○高田(浩)政府委員 現在の法律がで
きましたのは、昭和二十二年ござい
ますが、従来のあんま、はり、きゅう
う、その他やつておりましたことを、
そのまま原則的には引き継ぐという趣
旨で、すなわちその際選択的行為を行
わないで、この法律自体ができたわけ
であります。その後におきまして種々
検討いたしました結果、いわゆる指
圧につきましても、先ほど申し上げま
したような趣旨もございまして、あ
んまの中に含めて将来とも生かしてい
くことが適當ではないか、そういうよう
な結論に達しましたので、この第一條
の修正をいたすことを提案をいたした
のであります。

○野澤委員 重ねてお尋ねいたします
が、政府の方として、今度指圧とい
うものをこの二百十七号の法律の中に採
用したという考へ方、これは技術的に必
要があるという考へ方で御採用になつ
たのか、一応流れ来たつた経過を見
て、生業権を認めようという考へで立
法されたのか、この辺のところをは
つきりさせていたいただきたい。

○高田(浩)政府委員 先ほど申し上げ
ましたように、理論的にも、手法的に
も、あんまと區別して別個の取扱ひを
することが、この法律の趣旨からい
つて適當であると考えて改正を企てたので
あります。

○野澤委員 質問の要旨が的確に把握
されないようですが、私がお尋ねして
いるのは、この法律の中に指圧とい
うものを認めるということは、指圧の技
術そのものを認めたのか、あるいは従
来七八年もうつておかれ、しかも
二、三十年の生業権として、これは
一応国民の中で何名の方がこれに
よつて生業を営んでおられる。それを
この前の答弁で、あなたの方では、昭和
二十二年に法律を作つた際に、少く
も療術行為者が転業することを目的と
して除外した、そうして経過的に八年
間ほうつておいたのだといううな説
明だった。そうすると、ほうつてお
いても、なおかつそれだけの一万三千人
かの生業者がある。この生業者の指
圧という業態を一応認めて成文化しよ
うという考へなのか、それともまた転
業させようという計画しておつたが、事
と違つて、いまだに現存している。こ
のままでは困るから、この生業権を
し、さらにまた国家が認めていくのだ
という考へ方、業態そのものを成文
化したのか、この点をはつきりさせて
いただきたい。

○高田(浩)政府委員 ちよつと御質問
の趣旨を捕捉しかねまして、的確は
ずれた御答弁を申し上げて申し訳
ありません。法律的に申し上げますと、第
一條では指圧そのものを取り上げる、業
者と離れた抽象的な指圧そのものをこ
ういう格好で取り上げる。業者につ
きましては、業者の救済的な措置とい
うことにつきましては十九條關係で考
へる、そういう趣旨でございます。

○野澤委員 そうしますと、抽象的な
指圧だけを法律の対象にした、こうい
う意味で、その指圧というものは、技
術を認定してこの法律に包含したの
ですか。

○高田(浩)政府委員 先ほど来申し上
げましたあんま、マッサージとの關係
を考慮して、第一條の修正をいたした
のでございます。

○野澤委員 あんま、マッサージと關
連してといふことを、私はお尋ねして
いるのじゃないのです。指圧そのもの
を技術的に認めて法律化したのかとい
うことです。

○高田(浩)政府委員 基本的にはお話
しの通りでございます。

○野澤委員 そうしますと、指圧以外
のものも十九條でこぼれていくが、そ
れはかまわぬという考へですか。

○高田(浩)政府委員 いわゆる医療類
似行為と称するたくさんさんのいろいろ
な行為があるうちに、従来当方にお
いて検討いたしました結果、現段階にお
いては、少くとも指圧についてはこ
ういふ格好で取り上げるということに
した次第でございます。

○野澤委員 指圧の意味はわかるので
すが、あなたの方では、ばく然とした
指圧といふことで一応この法律を作
つた。しかもばく然としたという意味の

内容に、今度は技術を認めているので、ところがこの法文を見ると、業とする者とはどういうことで示してあるのです。業とする者とは、技術の認定でなくて、生業を認定したものと私は思う。そこで、指圧を業とする者という意味はわかったが、それでは一万三千人の中に約三、四割の人を含むところの、あるいは電気とか光線とか、刺激、温熱というような業を営んでいた者、どう扱うかということであります。

○高田(浩)政府委員 この第一条に、あんま云々を業と云々ということとは、現在業としていう意味では、これはもう御承知と思いますが、ございませんで、いろいろあんま、はり等の行為を反復継続して行おうとする者とは、いうことで、現在の業者と直接関連しての規定ではないことは、もうこれは十分御承知だと思います。さよう御了承いただきたいと思ひます。

○野澤委員 聞いたことは全部返事して下さい。私の方では、それと関連して指圧以外の業者に対してどうするんだというのを聞いています。

○高田(浩)政府委員 指圧その他この法律の第十九条の第一項によりまして、届け出た者につきましては、その業態等を区別することなく、救済措置として十九条の改正において処理をする、そういうふうな考へておる次第でございます。

○野澤委員 十九条の一項を見ますと「昭和三十三年十二月三十一日までには当該医業類似行為を業とすることが出来る。」というところで、三年たければ大目に見ようということであります。ただし「その者が第一条に規定す

る免許を有する場合には、この限りでない。」というところになって、どんな業者でも、今までの療術行為をやっていた者は、あんまの試験を取らなければならぬ、こういう規定であります。三年間だけ猶予期間はあるが、それから先はどうしようというのですか。

○高田(浩)政府委員 三十三年といいたしましたのは、それまでの間にできるだけあんま師の試験に合格をして、その方の仕事をやらせようということに期待しての趣旨でございます。

○野澤委員 期待するというその気持は、よくわかるのですが、現実昭和二十二年のときに、この当分の間、八年間というものが、あなたのほうでは転業の期間として示されたものでしょうが、そうした圏外にはみ出されたこの医業類似行為者というものは、年令的に見ても相当の年配者です。しかも五十、六十になつて八年間も過ぎた今日において、もう一ぺん勉強してあんまの試験を受けろ、そうしてあんまの技術を体得しなければ結局生業ができません、こういう結論になつてくるのです、少くとも日本の憲法で保障された生業権というものを中心にして考へて、今日の法律改正というものは、技術等重という面よりも、むしろ生業権というものを中心に心配されなければならぬと思ふのです。そういうことになつておられますと、昭和三十三年の十二月末日までに、五十、六十になつた者があんまの業を勉強して、あんまに転業しなければならぬということ、少し行き過ぎの考へ方はないか、こういう感じがいたしますが、これについて、

どんな御意見を持つておるのですか。

○高田(浩)政府委員 これらの業態は、もちろん個人の生業と関連するとは言うまでもございませませんが、同時に国民の保健衛生、あるいは医療上の重大な問題でございまして、そういうような見地からも、十分見なければならぬと思ひます。

○野澤委員 国民の保健衛生から重大な問題だといひながら、これによつて生業していた者が四、五千人あつて、そのものの自体が二十代あるいは三十代ならいざ知らず、五十、六十になつて、もうすでに世も暮れようという人々に対してこれだけの過酷な転業の法律を作つて、しかも転業できない者は死んでしまふ、また食えなくていいじゃないか、こういう国家的措置といふものは、現在の日本の国情に適するとはあなたはお考えですか。

○高田(浩)政府委員 本来この法律は、昭和三十年限りということにはつきり法律で規定されておりましたのを、特に三十三年までと延ばした次第でございます。

○野澤委員 延ばす延ばさぬということとを聞いていますのじゃない。そうやって人を殺すことを得意として、あなた方はこういうような行政立法をするのかと聞いているのです。

○高田(浩)政府委員 国民の保健衛生上重大な問題でございまして、こういう措置を要当と考へます。

○野澤委員 きわめて答弁が不誠意だと思ふのだが、国民の保健衛生を私は聞いているのではないのです。該当するところの、要するに指圧以外の業者の生業権というものを対して見殺しにして、それでも満足だという考へかどう

かということをお聞いているのです。

○高田(浩)政府委員 十九条の二その他特に救済規定を置きまして、十分それらの人たちの立場も考へていこうと考へておるわけでありませう。

○野澤委員 十九条の二の条文については、大体私の方でも、二項の「前項の者に対しては、あんま師試験の科目に關し、厚生省令で必要な特例を設けることができる」という親切な行き方よくわかります。しかしながら、指圧專業でいた者が、あんまの試験を受けるというところは事柄が違います。あるいは電気とか光線とか刺激とかいうようなもので生きてきた者のその生業を反面育成するというものでなくして、これを何とかしてその生業を温存してやるといふ考へで、たとえば一代限りでもいから温存してやりたい、こういう気持があるならば、これはまだしもでありませうけれども、そういう生業権というものを根本から奪うという立法措置に対しては、一応疑義をはさまなければならぬ。これをただ単に正面切つて、こういうことがある、あゝいふことがあつたというのでなしに、全体の厚生行政として、技術的にこれは尊重しなければいかぬとか、技術的にこれは認めたらからそう整理していくのだということなら、これは理屈は立ちます。しかし今日の療術師の問題といふものは、技術でなくて生業権の問題だと思ふ。今までそれで飯を食つてきた者が、三年の間に転業せよと言われども、五十、六十になつて、もう技術の新しい勉強も困難、またむずかしい学科の勉強も困難というやうな人たちに對して、お前たちはもうその業態から離れてどうなつてもかまわないの

だ、こういうやうな野放しの行き方のやうな感じがするので、お尋ねするのであります。そこで政府としては、せつかくここまでは特例を設けるならば、従来生業を営んでいた、しかも二十二年に届出をしておつた者に限り、一代限りこうするのだ、こういうあたかい措置があつてしかるべきではないか。それでもできないのだということ、この規定で押し切ろうとするものになれば、要するに、善意に基づく生業者といふものの生活権といふものが根本から奪われてくる。そうすれば、そ者に自殺をしようことになるのではないか、こういうやうな感じがするので、重ねてお尋ねを申し上げておるわけです。

○高田(浩)政府委員 私は、この十九条の改正によりまして、十分それらの人たちが将来立ち行く道があり得るものと期待をいたしております。それからなお、電気、光線等につきましては、これは本来原則的にいへば、やはり医師の直接の指導のもとにやるべき仕事ではないかと思ひます。それらのもとに必要な人たちがいるものは、就職等のことも考へられますし、それらの点については、十分親切に考へて参りたいと思ひます。

○野澤委員 親切の角度が非常にばやけていますので、それでは反対は今度、そういう電氣とかあるいは光線といふやうなものを使用する者が圏外にほうり出されて、もう生業が続けられない。しかも、民間療法といふものは、これはいつの時代でも絶えない、こういう状態にいたるときに、あなたの方では、それじゃやみでやりなさいといふやうな、医業類似行為と判定する

りまして、あんまの免許を受けた人たちは、その特技に従つてあんま、マッサージを行うことがもちろんできるわけでございますから、今度の改正案がかりに施行になりました際におきましては、指圧等も、その技術があれば行うことができます。

○高田(浩)政府委員 法律にも「医師以外の者で」云々というところから見ますと、そういうふうにも取れます。

○奥田委員 現在療術行為をしていると認められる、すなわちこの法律の第十九条の医業類似行為業者の定義は、いかようにお考えでございませうか。

○高田(浩)政府委員 率直に申し上げますが、理論的に考えれば医業であるか医業でないか、あるいは医療であるか医療でないか、すなわち医療であるものは医療以外でないし、医療以外のものはすなわち医療ではないということに、すばつと割り切つてしまふべき性質のものであらうと思ひます。従つて医者^{（一）}の医療であるからには、いやしくも事医療に関する限りは、それは医師法の医業に属すると解釈すべきでありますけれども、しかし先ほども申し上げましたように、医業あるいは医療

という言葉は大へんむずかしい問題で、その間いろいろ具体的な問題になると議論もある、そういうようなことで、いわばボダー・ラインといううなたぐいのものが、現実の問題として存在することになってきておると思ひます。これらも、理論的に言えば医療ないし医療になるか、そうでないかという、いずれかに割り切られるべき性質のものであらうと思ひますけれども、それらの点が多少あいまいな点もございますので、現実はこの医療類似行為というような格好になっておると思ひます。それらのことは、十分法律の解釈等につきまして御存じのことだと思ひますので、贅言は要しません。

○愛田委員 あんま、はり、きゅう、柔道整復の業に従われる人々は、医療類似行為の範疇の中に入るものと認められますか。

○高田(浩)政府委員 法律の規定は「第一条に掲げるものを除く外」云々というふうに書いてありますので、この法文の解釈からすれば、そういうふうになると思ひます。本質論としては、いろいろ議論があると思ひます。

○愛田委員 療術行為に対する昭和五年の警視庁令は、いかなる理由でこれを出され、またそこに示されたものは療術行為の定義と認めて、政府は今日までこれたかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

○高田(浩)政府委員 昭和五年の警視庁令につきましては、これは地方庁の法令でもございすし、また相当以前のことでもありますので、立法の趣旨、目的はつまびらかにいたしておりませんが、とにかく現実には医師の行

医療、それから明治時代から法制的に認めまして、免許によって行なつておりましたあんま、はり、きゅう、あるいは柔道整復、そういったものについては問題はないけれども、その他について、いわゆる医療に類似するようなものが、現実にはたまたま世上存しておつて、これらを放置することは危険であるから、一応これの取締りの便宜として届出をせよというふうな、そういう趣旨に解釈をいたしております。

○愛田委員 その届出をするときの形式は、単なる届出であつたか、あるいはその届出の際に条件が厳重に付せられておつたか、そういう点についてお答え願ひたいと思ひます。

○高田(浩)政府委員 これは国の法律でありまして、地方庁の法令でございすけれども、地方庁の法令としてそれぞれの条件は——警視庁令に定められてある条件は守らなければならぬというふうになっておると思ひます。

○愛田委員 単なる届出であつたか、あるいは器械器具等に対しての何らかの厳重な規定があつたか、そういうところをお尋ねしておるのです。

○高田(浩)政府委員 器械器具の規格等については、取締り規則の中に規定をしておいてございす。

○愛田委員 療術行為をする人々に対する取締りのいろいろな規則は、これは厳格な禁止事項がなければ取締りの対象にならないと思うのですが、その禁止事項は、おもなものはどういふものであつたでしょうか。

○高田(浩)政府委員 広告でありますとか、そういったことについて規定がございす。たとえば、他の診療者の

施術を誹謗し、またはこれを妨ぐるがごとき字句及び図画を看板ないし広告にしてはいけないとか、あるいは学位称号等を書いてはいけないとか、そういったものも規定がございす。

○愛田委員 器械器具を使用するものを、無検査で認めるような規定になつておつたとしたら、これはまた考えなければならぬと思ひますが、器械器具はどういうものであるかということについての検査、あるいはその器械器具が国民保健上に有害と認められる場合における禁止事項というものが、何かの形で示されておらなかつたのでありましようか。

○高田(浩)政府委員 取締規則について見ますと、そういう規定はございせん。

○愛田委員 療術行為の取締り規則の中にあげてあります「療術行為と称するは」ということは、療術行為の定義というべきものかどうか、警視庁令の解釈をいかようにお考えでございましようか。

○高田(浩)政府委員 この取締り規則の対象とするものはどういふものであつたか、そういう趣旨と解釈いたします。

○愛田委員 あんま、はり、きゅう、柔道整復及び療術行為を業とする医療類似行為の人々、これらは、原則として一様に医療類似行為だという解釈ができるというお話が今ありました、医療類似行為をする人は、疾病の治療という点においては、医師の医師行為の分野に属するものとして、原則としては認めてはならない。しかし、医師以外のものではない得るものは次のごときものであるという、医師以外のものがなし得る疾病の治療の限界、いろいろ

ろな規則というふうなものを、ちょっとお示し願ひたいのです。

○高田(浩)政府委員 いやしくも医療に關する限りは、医師につきましましては医師法がございすし、歯科医療につきましましては歯科医師法がございすし、また調剤につきましましては、これをここであげるのが適當かどうか存じませんが、薬事法がございす。そのほかそれに関連したもののについて、この問題になつてゐる法律がございす、そのほかには承知いたしております。

○愛田委員 この「療術行為と称するは」というところに、疾病の治療または保健の目的をもって光、熱、器械器具その他の物を使用し、こう書いてありますが、これは今次長の言われた、そのほかのものに認めてないというところの中に認めた部分がある一つでありますか。

○高田(浩)政府委員 今御引例の規則は、これは国の法令でございせん、一地方庁の法令でございすので、私も十分検討はいたしております。私どもも十分検討はいたしております。どういふ趣旨でこれが書かれたものであるかよく存じませんが、いづれにしても、この取締り規則の対象とするものはどういふものであつたか、ということであると思ひます。

○愛田委員 厚生省としては、十分地方庁の命令、規則といへども、御研究をしておかれる必要があると思ひます。特に厚生省は、そうした国民保健の総元締であるのでありますので、いやしくも国民保健に關するいろいろな規則等については、十分検討を加えた上に立法措置がなされなければならぬと思ひます。現にこういう立場で業

を営むことを容認した形で政府が今日までこれを認めてき、また二十二年の末の法律では、法文の上に明らかに医療類似行為者として、これを取り上げることとしたわけでありまして、医療類似行為者として取り上げたということ、この警視庁令その他地方の命令を政府が認めた結果であると思ひますが、いかがでございましょう。

○高田(浩)政府委員 先ほど御引例の法律は、すでに失効いたしておる法律であることは、もう御承知の通りでございす、この法律がでますので、あんま、はり、きゅう等につきましましては、れっきとした国の法令があつたにかかわらず、療術行為につきましましては、何らそういった制度を設けてないというところで、国の意思がどこにあるかということをお御察願ひたいと思ひます。

○愛田委員 医療類似行為としてこれを取り上げられておる以上は、地方庁の命令や規則というものは、十分それを根拠にして取り上げたのでありますから、その地方庁の命令に掲げてある療術行為の解釈、定義というふうなものは、十分政府が研究してこれを取り上げていなければならぬと思ひます。従つて、疾病の治療という医師のやる行為が、この医師以外の人に認められておるというこの現実を確認して、当時法律案を出したになつたと認めてよいかどうか、お答え願ひます。

○高田(浩)政府委員 現在の法律につきましましては、ごらんのように、第十二条におきまして、何人も医療類似行為をやつてはならないという規定があることで、御了承を願ひたいと思ひます。

い、医業というものについて医師法には規定がない、それとある意味においては共通なことだと思ひます。さうして御了承をいただきたいと思ひます。

○受田委員 医師以外の者で医師のする行為をなし得るということは、きわめて重大な問題です。その重大な問題が、関係があるように思ふとかいふばく然とした形でそのままにされておるということは、いろいろな問題が残される。この際、きわめて明瞭に、その限界を明らかにしておかれる必要はないか。もう一つは、療術を業とした人のなしてゐる、今までの警視庁令で認められた疾病の治療というふうなもの、これはあんまり、はり、きゅうと同じように、医師以外の者が医師のなして得る行為をすることが認められたものであると断定されますか。

○高田(浩)政府委員 警視庁令で療術行為に関する取締りとして規定しておはりますことを、国として認めたことにはならないと思ひます。ただ取締りの対象として、便宜地方庁令でこういうような取締りのやり方をする、そういう規定であると理解をいたしておはります。

○受田委員 この法律ができた当時の提案理由の説明の中に、転業をさせるといふことがあつたといふことであらう。私はもう一つ当時の速記録を出して見ますと、ここで取り上げなければならぬことは、二十二年十二月五日における厚生委員会において、福田昌子委員の質問に対して、当時の東政府委員が答えになられた答弁の中に、こういうことがあります。これは厚生委員会決議第一類第七号であります。この中に、年限を伸ばした理

由として「諸種の療治行為と申しましても、厚生省において現在資料をもつておりますものだけでも四百二十何種類があるものでありまして、かようなものの中には自然消滅するものもありましようし、また当然淘汰されるべきものもありましよう。また中には将来は、きゅうと同じような地位に取上げらるべきものもあると思ふのでありまして、私どもとしては、この問題に対しては、最後に「さういふ意味におきまして、よきものはますます科学的な根拠を得て将来の途がありましようし、しからざるものについては、積極的に害ありと認められたものは、積極的に抹殺いたします。」と書いてある。

この意味は、転業をさせ、同時にその中でよきものはこれを取り上げていくという考え方、有害なものは抹殺する、という考え方を当時の東政府局長が、政府側を代表した答弁として申されたものと解釈してよろしうございませうか。

○高田(浩)政府委員 当時の資料につきましまして、この法律の提案者理由の説明、それから厚生大臣の答弁、そういったものも総合的に見なければならぬと思ひますが、基本的には、この前にも申し上げましたように、また提案理由にも書いてありますように、存置の根拠も乏しいと考えられるので云々といふことだと思ひます。

○受田委員 これは期間を延長したことに關する重要な根拠的な政府側の説明でありますので、私これを取り上げたのであります。昭和三十年十二月末をもつてこの療術行為を禁止するといふこの規定は、その中に今申し上げたよきものは将来また十分伸ばさなければならぬ、悪いものは徹底的に抹殺するのだといふ意味でここに答弁されているのですが、その中で、期限に關する議員の質問はこれ一項しかないのです。それに対して東政府委員の答弁は、医務局長としての最も的確な答弁だとされなければならぬのですが、これはほかの意味に解釈されたので

す。従ひまして、從來におきまして種種検討いたしました結果、指圧につきましまして、今回の措置のような措置をとることが適當である、その限りにおいて法律の修正を企てた。しかし、一定の期間を置かなければ試験を受けるといふことはできませんので、三年の猶予期間を置こうじゃないか、試験のための猶予期間を置こうじゃないか、こういうことであらう。

○高田(浩)政府委員 先ほど申しましたように、基本的には法律の十二条の趣旨によるべきであるけれども、しかし即日十二条の規定を適用するのは適當ではないので、昭和三十年までといふことにする。しかし、その間になお検討の期間もあらうから、検討して適當なものがあったら、これに相應する措置をとらうといふ趣旨に御了解いただきたいと思ひます。

○受田委員 適當なものがあつたらこれを取り上げるという解釈であるといふことになれば、これは政府としては話がわかつてくる。この点、もう一切抹殺するという意味であるといふことを言つておられると解釈しておつたもので、質問したのであります。適切なものがあれば、これを認めようといふ政府の態度があつたといふことは、今医務局長次長としては、確認されたわけでございますか。

○高田(浩)政府委員 先般来申し上げておりますように、基本的には昭和三十年で打ち切る。その間に一つそれぞれの道を考へてくれといふことであらう、これが法律に対する基本的な態度である。ただ、なお念のために、いろいろ一つ検討もして見る、その間に考へるべき点があつたら考へようじゃないか、そういうことであると考へま

す。従ひまして、從來におきまして種種検討いたしました結果、指圧につきましまして、今回の措置のような措置をとることが適當である、その限りにおいて法律の修正を企てた。しかし、一定の期間を置かなければ試験を受けるといふことはできませんので、三年の猶予期間を置こうじゃないか、試験のための猶予期間を置こうじゃないか、こういうことであらう。

○受田委員 その中から適當なものが見つければ、これを取り上げるという政府の態度といふことになるならば、これは當然この法律の延長された理由の中に、そうしたものが考へられておつたといふことになるわけですか。

○高田(浩)政府委員 三年の延期をいたしましたのは從來検討いたしました結果、指圧について提案申し上げておるような改正の規定をすることが適當であると考え、その限りにおいて第一條の改正をした。ただ救済措置として、試験を受ける準備期間等を考慮いたしまして三年の猶予期間を置く、そういうふうな御理解いただきたいと思ひます。

○受田委員 政府は八年の延長をした理由の中に、基本的には転業をさせたい、しかし、その間に調査、研究を進めて、よいものはないかという道を開きたい、こういうふうな考へであるならば、今まで医務局長次長がこの委員会に答弁されたのは、だいたい様子が変わつてきたわけですね。転業をさせるのだ、一切の道はもう認めないのだといふ考へ方をこの前は言われたわけですが、それを、そういう中に筋の通つたものでもあれば、取り上げようといふ御答弁が今あつたわけですね。この点は

政府としては研究をして、療術行為の中で何とか道の開かれるものはこれを取り上げようといふ意図があつたことを、今明らかにされたわけですね。そこで次長としては、政府が今のような八年間において適切なものを取り上げたといふ方針のもとに調査、研究されたその年度、それからそれに要した費用、調査の対象とされたいろいろな項目、これらについて御答弁を願ひたいと思ひます。

○高田(浩)政府委員 昭和二十四年度から昭和二十八年度まで約二百萬円でございまして。調査をいたした対象は、いわゆる療術行為の中のいろいろな種類に、あるいは指圧あるいは電気あるいは光線、そういったようないろいろな方面に及んでおります。

○受田委員 ちょっと今聞えないところもあつたのですが、それに伴う予算は、年次計画でどれだけ振り当てられたのですか。

○高田(浩)政府委員 金につきましまして、こまかい出入りはありませんけれども、大体年々四十萬円平均程度と御了承いただきたいと思ひます。

○受田委員 そうすると四十萬円平均、五カ年継続されるということになりますと、二百萬円の国費ということになります。二百萬円の国費は、予算に計上されておりましたか、あるいは政府内部における措置で……

○高田(浩)政府委員 予算で計上されておりました。

○受田委員 それは、その中で筋の通つたものを見つければ、あるいは有害なものを処理するといふ意味が含まれた調査研究でありましたか。

○高田(浩)政府委員 御承知のよう

に、いわゆる療術行為と称するものの中に、非常に種々雑多なものがございしますが、これにつきましては、医療行政を行なっている者の立場として無関心であり得ないわけでございします。これについて十分検討をすべきものと考へておりましたので、これらの予算を計上して検討いたした次第でございします。

○受田委員 指圧をその中で取り上げられることにしたということは、よいものがあればその中からとろうとする一つの現われでもあると思ひます。その調査を依頼された五つの種類についてのそれぞれの依頼者の調査の報告書、たとえば横浜大学の電気療法の報告書のごときものは、どういふものが出ておるでございしましょうか。

○高田(浩)政府委員 同じ種類のものにつぎまして、必ずしも一人であるとか二人であるとかに依頼をしたわけではありませんが、各方面の方にお願いをいたしておいたわけでございします。電気と申しましても、非常に種類が多いのでございまして、これらのうちの、代表的という言葉を当らぬかもしれませんが、せんけれども、それらのものについて、学問的な立場から検討いたしてもらったわけでございしますが、それらの結果を総合いたしまして、指圧を御提案申し上げているような内容のものとして規定をすることが適当であると考へた次第でございします。

○受田委員 厚生省の調査された結果の結論が無害有益あるいは無害であるということが確認されたもの、明らかにされたものは、どんなものでありま

光線等につぎましては、これはあんまりきゆうと同じような取扱いをすべきものではないと考へます。

○受田委員 報告されたその調査の研究の結果をお尋ねしておるわけですが。

○高田(浩)政府委員 たとえば電気、光線等につぎましては、試験の結果をいたしましては、やはり単独に施術することはいけな、そういうような報告になつております。

○受田委員 その報告の書類のわれわれ議員に示すべきものを、一つこのおと休職に入る前にも、われわれ議員だけにちよつとお見せいただきたいと思ひます。これは重大な研究物であり、審査の対象となるべきものでありますので、お示しを願ひたいと思ひます。これは各委員の御了解をいただきたいと思ひます。

次は、八年間の期間において、政府としては、この調査研究などをされて非常に苦心された、しかし結果は、三年間延長ということと、そうして指圧をあんまに加えるということが結論として出たということでありまして、この療術行為をする人々は、危険が非常に多い治療であるとかいうような、そういう懸念的な御意見を持っておられるのであります。

○高田(浩)政府委員 たとえば、電気、光線等につぎましては、先ほどから申し上げておりますように、これは一種の医療行為として、医師があるいは補助者を使つてやるべきものであります。単独な施術はいけなと考へております。

○受田委員 横浜大学の檜物氏の調査報告書というものは、どうなつておるのでありますか。

○高田(浩)政府委員 たとえば野一式蒸熱電気療法、これは単独施術不可、それから小池式電気療法、これも同じく不可、大体以上のような状況でございします。

○受田委員 八年間に出た結論として、有害なものが多いということに政府は考へた、こういうことになりまして、今後その有害なものを認めて、三年間延長するといふような考へ方は、これははなはだ政府の考へ方としては、矛盾した考へでないかと思ひますが、いかがでございしょう。

○高田(浩)政府委員 御推論の通りに、理論的に申し上げれば、それは少し緩に過ぎたことだと思ひます。従つて、法律の規定通り本年で打ち切るべき性質のものだと思ひます。けれども、しかし、これは理屈ばかりでさういふふうにすることも、いかがかと思ひますので、受験の準備等も考へまして、三年間認めることとしたのであります。この間においても、ただいまの御注意もありますので十分取締り等については、気をつけて参りたいと思ひます。

○受田委員 私は、政府が有害だと認められたものが残されておるとしたならば、これはあらゆる角度から、国の行政措置としても、法律的措置としても、これは怠慢だと思ひます。そういう怠慢なことをしておいて、そうして今日まで放置しておるといふ、そのこと自身に政府の責任があると思ひが、いかがでございしょう。

○高田(浩)政府委員 これは終戦後、いろいろな部分についても、その弊を免れないでございしますが、この部分につぎまして、取締りが十分でなかつたといふことは、これは残念ながら私も認めざるを得ないと思ひます。今後十分気をつけて、取締りの徹底に努力をいたしたいと思ひます。

○受田委員 私は、政府がそうした点において、はなはだ前後矛盾した考へていて、またその矛盾したやり方をしているといふことに對しては、はなはだ残念です。少くとも、現に社会に行われておる療術行為の中には、はつきりとして、この間参議院で檜物博士が言われた言葉などによるならば、療術行為として認むべきもの、それは医師ほどの技術、知識がなくとも差しつかえない分野のものがあるのだといふことも言うておられるし、また現に多数の患者が、その療術行為のいわゆる疾病の治療といふものによつて、きき目を受けて、実際に医師以外の療術行為によつてつらばに治癒している例が、社会にたくさん出ております。こういうものの実態を政府はつかんでおられない、ここに問題があるのである、私は政府自身がこうして実際に有害なものもあり、また無害であり有効なものもあるという実態を、十分ききわめないでおるといふことを悲しむものであります。現にわれわれとしては、療術行為の指圧は全部認める。これはみな無害であり、かつ有益である、そのほかは全部有害であるといふような結論では断じてないのである、この点に一つの大きな政府としての考へ方の相違があると思ひます。

○高田(浩)政府委員 これは終戦後、いろいろな部分についても、その弊を免れないでございしますが、この部分につぎまして、取締りが十分でなかつたといふことは、これは残念ながら私も認めざるを得ないと思ひます。今後十分気をつけて、取締りの徹底に努力をいたしたいと思ひます。

○受田委員 私は、政府がそうした点において、はなはだ前後矛盾した考へていて、またその矛盾したやり方をしているといふことに對しては、はなはだ残念です。少くとも、現に社会に行われておる療術行為の中には、はつきりとして、この間参議院で檜物博士が言われた言葉などによるならば、療術行為として認むべきもの、それは医師ほどの技術、知識がなくとも差しつかえない分野のものがあるのだといふことも言うておられるし、また現に多数の患者が、その療術行為のいわゆる疾病の治療といふものによつて、きき目を受けて、実際に医師以外の療術行為によつてつらばに治癒している例が、社会にたくさん出ております。こういうものの実態を政府はつかんでおられない、ここに問題があるのである、私は政府自身がこうして実際に有害なものもあり、また無害であり有効なものもあるという実態を、十分ききわめないでおるといふことを悲しむものであります。現にわれわれとしては、療術行為の指圧は全部認める。これはみな無害であり、かつ有益である、そのほかは全部有害であるといふような結論では断じてないのである、この点に一つの大きな政府としての考へ方の相違があると思ひます。

○高田(浩)政府委員 初めの考へでは、基礎的な科目の一部につぎましては、一定のいわゆる講習等、私の方では試験科目から免除する、そういうことを考へておつたのでございしますけれども、しかしこの点については、そういういた科目については、むしろ除外すべきではないといふふうな御意見もございしますので、その辺については、

○高田(浩)政府委員 初めの考へでは、基礎的な科目の一部につぎましては、一定のいわゆる講習等、私の方では試験科目から免除する、そういうことを考へておつたのでございしますけれども、しかしこの点については、そういういた科目については、むしろ除外すべきではないといふふうな御意見もございしますので、その辺については、

○高田(浩)政府委員 初めの考へでは、基礎的な科目の一部につぎましては、一定のいわゆる講習等、私の方では試験科目から免除する、そういうことを考へておつたのでございしますけれども、しかしこの点については、そういういた科目については、むしろ除外すべきではないといふふうな御意見もございしますので、その辺については、

○高田(浩)政府委員 初めの考へでは、基礎的な科目の一部につぎましては、一定のいわゆる講習等、私の方では試験科目から免除する、そういうことを考へておつたのでございしますけれども、しかしこの点については、そういういた科目については、むしろ除外すべきではないといふふうな御意見もございしますので、その辺については、

○高田(浩)政府委員 初めの考へでは、基礎的な科目の一部につぎましては、一定のいわゆる講習等、私の方では試験科目から免除する、そういうことを考へておつたのでございしますけれども、しかしこの点については、そういういた科目については、むしろ除外すべきではないといふふうな御意見もございしますので、その辺については、

○高田(浩)政府委員 初めの考へでは、基礎的な科目の一部につぎましては、一定のいわゆる講習等、私の方では試験科目から免除する、そういうことを考へておつたのでございしますけれども、しかしこの点については、そういういた科目については、むしろ除外すべきではないといふふうな御意見もございしますので、その辺については、

○高田(浩)政府委員 初めの考へでは、基礎的な科目の一部につぎましては、一定のいわゆる講習等、私の方では試験科目から免除する、そういうことを考へておつたのでございしますけれども、しかしこの点については、そういういた科目については、むしろ除外すべきではないといふふうな御意見もございしますので、その辺については、

○高田(浩)政府委員 初めの考へでは、基礎的な科目の一部につぎましては、一定のいわゆる講習等、私の方では試験科目から免除する、そういうことを考へておつたのでございしますけれども、しかしこの点については、そういういた科目については、むしろ除外すべきではないといふふうな御意見もございしますので、その辺については、

○高田(浩)政府委員 初めの考へでは、基礎的な科目の一部につぎましては、一定のいわゆる講習等、私の方では試験科目から免除する、そういうことを考へておつたのでございしますけれども、しかしこの点については、そういういた科目については、むしろ除外すべきではないといふふうな御意見もございしますので、その辺については、

○高田(浩)政府委員 初めの考へでは、基礎的な科目の一部につぎましては、一定のいわゆる講習等、私の方では試験科目から免除する、そういうことを考へておつたのでございしますけれども、しかしこの点については、そういういた科目については、むしろ除外すべきではないといふふうな御意見もございしますので、その辺については、

○高田(浩)政府委員 初めの考へでは、基礎的な科目の一部につぎましては、一定のいわゆる講習等、私の方では試験科目から免除する、そういうことを考へておつたのでございしますけれども、しかしこの点については、そういういた科目については、むしろ除外すべきではないといふふうな御意見もございしますので、その辺については、

○高田(浩)政府委員 初めの考へでは、基礎的な科目の一部につぎましては、一定のいわゆる講習等、私の方では試験科目から免除する、そういうことを考へておつたのでございしますけれども、しかしこの点については、そういういた科目については、むしろ除外すべきではないといふふうな御意見もございしますので、その辺については、

○高田(浩)政府委員 初めの考へでは、基礎的な科目の一部につぎましては、一定のいわゆる講習等、私の方では試験科目から免除する、そういうことを考へておつたのでございしますけれども、しかしこの点については、そういういた科目については、むしろ除外すべきではないといふふうな御意見もございしますので、その辺については、

○高田(浩)政府委員 初めの考へでは、基礎的な科目の一部につぎましては、一定のいわゆる講習等、私の方では試験科目から免除する、そういうことを考へておつたのでございしますけれども、しかしこの点については、そういういた科目については、むしろ除外すべきではないといふふうな御意見もございしますので、その辺については、

○高田(浩)政府委員 初めの考へでは、基礎的な科目の一部につぎましては、一定のいわゆる講習等、私の方では試験科目から免除する、そういうことを考へておつたのでございしますけれども、しかしこの点については、そういういた科目については、むしろ除外すべきではないといふふうな御意見もございしますので、その辺については、

なおよく検討をいたしたいと思っております。

○高田(浩)政府委員 一番具体的に申す形としては、試験問題を申すのが一番いいわけでございますけれども、まだ法律が通らない前からそういうことを申し上げるのも、いかがかと思ひますが、考え方をしましては、たとえば指圧等につきましては、純粋のあんまというところもござりますが、指圧的な手法を相当加味した術技を試験のやり方として考えていいのじゃないか、かように考えております。

○受田委員 局長さんは御多忙のようでありまして、局長さんに対して一言だけお尋ね申し上げてあとで局長さんで間に合うのですけれども、局長さんに一つお伺いしたいのであります。参議院はこの法律をこちらへ回すときに、参議院の総意として、この法律のほかに附帯決議を設けて、この三年間という猶予期間中に、指圧を除くそのほかの医療類似行為者に対して、政府として指導の上、有害ならざるものは業務が継続できるような措置を講ずべきであるということが附帯決議として出ておりますが、この附帯決議として出された参議院の総意を、政府としては尊重する意思があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○高田(浩)政府委員 後段におあげになりましたものについては、相当問題もあるかと思ひますので、十分検討の余地があると思ひます。

○受田委員 そうすると、あんま師免許は、術技に対して考慮をするということになれば、どういふところを考慮するかというところの限界が、非常にむずかしくなってくるのであります。その術技というものは、どういふ点の考慮でありますか。もう一度今の問題を

除いて、考えておるところは、どういふところでありませうか。

○高田(浩)政府委員 一審具体的に申す形としては、試験問題を申すのが一番いいわけでございますけれども、まだ法律が通らない前からそういうことを申し上げるのも、いかがかと思ひますが、考え方をしましては、たとえば指圧等につきましては、純粋のあんまというところもござりますが、指圧的な手法を相当加味した術技を試験のやり方として考えていいのじゃないか、かように考えております。

○受田委員 局長さんは御多忙のようでありまして、局長さんに対して一言だけお尋ね申し上げてあとで局長さんで間に合うのですけれども、局長さんに一つお伺いしたいのであります。参議院はこの法律をこちらへ回すときに、参議院の総意として、この法律のほかに附帯決議を設けて、この三年間という猶予期間中に、指圧を除くそのほかの医療類似行為者に対して、政府として指導の上、有害ならざるものは業務が継続できるような措置を講ずべきであるということが附帯決議として出ておりますが、この附帯決議として出された参議院の総意を、政府としては尊重する意思があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○高田(浩)政府委員 後段におあげになりましたものについては、相当問題もあるかと思ひますので、十分検討の余地があると思ひます。

○受田委員 そうすると、あんま師免許は、術技に対して考慮をするということになれば、どういふところを考慮するかというところの限界が、非常にむずかしくなってくるのであります。その術技というものは、どういふ点の考慮でありますか。もう一度今の問題を

である。そうすると、政府としては、今まで、それ以外の者はあんまの免許を取らなければならぬという以外には、救済の道がないことになっておつたのに、別にこの参議院の意思を尊重した何らかの措置をとるという用意を決定されておるわけでありませうか。

○高田(浩)政府委員 ただいま御指摘の点を、十分に検討いたしたいというふうなことを考えております。

○受田委員 局長さんは、この医療類似行為、おおむねあんま、はり、きゅう、柔道整復等も、これは医師の治療行為に属する分野については、原則は医師がやるべきものであるというふうなことを話しておられたのであります。が、原則は医師として考えておられることは、今日も間違いありませんか。

○高田(浩)政府委員 理論的には、ただいま申されましたような筋で考えております。

○受田委員 その際に、あんま、はり、きゅう、柔道整復も、これは医師のやる行為のことについては一切禁止するのが本則である、しかし、目の見えない方々に何とか仕事を求めてあげると、この人々のために、あんまその他には優先的に考えてあげようとしたのであるというふうにお話になつておられましたか、さう心得てよろしうございませうか。

○高田(浩)政府委員 ただいま申されましたような趣旨とあわせまして、あんま、はり、きゅう等につきましては、歴史的な沿革ということもあわせ考えた次第であります。

○受田委員 医療類似の行為、これは言葉がまだはっきりしないと思ひます

が、とにかく医師以外で医師のやる治療行為をまぎらわしくやるものは、全部これは禁止するのが当りまえだといふ嚴重なワケが厚生省医務局としてはある。従つて原則は、身体障害者でいらつしやる目の見えない方々に対して、とにかく優先的に道を求めてあげるのが趣旨であつて、原則はあんま、はり、きゅう、柔道整復は、法律の体系としては認むべきではないのだという、医師の治療行為に類することを言うことは認めたくないのだということをおっしゃつたことは、これは今後の厚生省の方針として、さう考えられるということでありませうか。

○高田(浩)政府委員 理論的に、根本的な方針としては、ただいま言われましたような考え方を胸には持つておりますが、先ほども申し上げましたように、あんま、はり、きゅうというものは、目の見えない方々が現実には多数従事しておられる、あるいは日本でも古くからこの術が行われて、民衆にも受け込んでおるといふようなこと、及びその実態等もかなり明確になつておる、かような事情で、今の程度のもものは許可されてしかるべきものだというふうなことを考えております。

○受田委員 目の見えない方々に優先的にこの道を開いていただく、これはわれわれが心から願つておる点です。しかし実情は、療術行為の人々よりも、無免許あんま、事実免許を得ずしてあんまを業とする人々がおびただしい数に上つておる。その人々によつて、まじめな業をされている人々が非常に生活の脅威を感じている、これが実態だと私は思うが、目のあいた健康な方は、このあんま、はり、きゅう等

は、原則としてはやられないことを希望するといふ政府の意図でありますか。

○高田(浩)政府委員 先ほども申し上げましたように、あんま、はり、きゅう等の制度が残つております一つの趣旨といたしましては、御指摘の通り、盲人に対する特別な援護という意味を持つておることを考えております。

○受田委員 これは厚生省としても、無免許あんまをなさつておる人々に対して、徹底的に取り締らうとしないうで、まじめなあんま業者が自分の生活を脅かされている実態の方が、療術行為の屈出をして業を続けるわずかな数の人と比較して、影響力ははるかに大きいのです。この点政府としては、無免許あんまをいかに取り締らうとしておるのか、これはきわめて重大な現実の問題として御考慮願ひたいのです。

○高田(浩)政府委員 いわゆる無免許あんまの取締りにつきましては、従来とも努めて参りましたが、遺憾な点がないでもないというところは、私も認めおるものであります。今後は、府県の当局をも十分に督促いたしまして、嚴重に取り締るよう努めたいと考えております。

○受田委員 今、限られた療術行為をしてきた人々は、昭和五年から一応地方庁令でありまして、原則としてこれが認められてきた人々です。その人々が、社会に実害があれば、政府が取締りをしなければならなかつた。しかし、取締りをしていない、現に社会においてこれが認められておる。また、非常に弊害があるものは、そこへお客さんが行かないようになるから、結局その人は自然淘汰で世の中から去つて

いります。従つて、現に療術行為をやつておる人々は、社会的な立場からは、相當の信用を得ておる人々が残されておる。それが届出をしておるものであるという限りにおいては、現実の問題としては、社会に害毒を残さないで、しかも届出をしてはつきりと業を営んでおるものと、われわれは認めなければならぬのです。そうならなかつたならば、それは政府の取締りが怠慢であつたことになる。従つてこの際、現に業を続けておる人々に対する政府の対策が、この法案では不満足であるという意味において、まじめに届出をして何十年間もその業を続けて、社会に疾病治療の多くの実例者を出して、社会からも尊敬されておる人々を野に埋もらしてはいけないのだという、まじめな意味の考え方が、参議院の総意となつて附帯決議となつたものと私は認めます。この点について、社会的に一応の信頼を持つて患者がやつてき、また疾病の治療をしておるというような形で行われておるこの療術行為に対しては、現実の問題としてこれを無視することはできないことを、政府としては考えなければならぬと思ひます。ことに参議院の附帯決議が、猶予期間中という限定はされておるのでありますが、その間において、社会的に貢献をしてきたこれらの療術行為に對する調査と研究を進めて、その実績の認めらるべきものはその業を続けさせるという具体的な措置を、今後早急に打ち立てられるという参議院側の決議に對して、今お尋ねをしておるのでありますが、今そういう用意をされておりますか。

○會田政府委員 あるいは言葉が少し過ぎるかも知れませんが、私ども今日まで仕事を続けてこられました、いわゆる指圧以外の医療類似行為を続けてこられた方々は、世間に貢献された面もあるかもしれませんが、また医療の体制を幾分乱しておるという意味において、医療行政上、遺憾な点がないでもないというふうな考へておるのであります。参議院及び当委員会におきましての皆様方のいろいろな御意向は、私どもも十分心にとどめまして、いろいろな方面からこの事態を十分きわめて、できるだけ正しい筋を出して参るというふうな努めたいものと考えております。

○愛田委員 局長さんにもう一言だけ伺います。私たちは、今後の問題として、社会的に身体障害者を優先的に考へていくという考え方に立つた厚生行政、あるいは労働行政が必要だと思つております。政府としては、目の見えない方々に對しては、盲学校の卒業生をしてあんま術、あるいはマッサージ術を學ばせて、その業を修得させるという面以外に、あるいは文部省と折衝して学校の教師とするとか、あるいは音楽その他に關する業務に従事せしむるとか、あるいは目の見えない方々でなし得る他の実業の方々へ従事させるとか、会社、工場等に優先的にある比率を設けて、目の見えない人々、あるいは片手を失つた人々とか、耳の聞えない人々、そういう方々を含めて、そうしたある程度の強制採用的な措置なども願ふべきであるというような用意をされておるのかどうか、この点について、現在政府が考へておられる目の不自由な方々に対する対策を、お示し願ひたいと思ひます。

○會田政府委員 失明者等に對しましでの援護、救護の方策は、これは社会局が担当しておりますので、私から申し上げることはどうかと思ひますが、もちろん厚生省といたしましては、その面につきまして、厚生省だけでは連絡を取つて、できるだけの手は尽さなければならぬものと考へております。ただ、私どもの医療行政上の問題として取り上げられましたこの問題も、盲人の方々の生活というものは、きわめて重大な影響のあるものと考へております。私どももそれに対して、この私どもの立場からできるだけの御援助は申し上げたいというふうな考へておる次第でございます。

○愛田委員 國の基本的対策が、盲学校を出られた方々に對して、あんま、マッサージ等を中心にした重点が置かれるというやり方は、非常に局限された考へ方だと思ひます。少くとも、政府は総合的な立場で、特にこの法律に關連する重大問題でありますので、身体障害者、特に目の見えない方々が、他の方面でどこへ伸びていったらいいかということ、広く目のあいた、からだの自由にくく人が譲り合つて、その人々を受け入れるという態勢に、政府として早急に乗り出す意思はありますか。

○會田政府委員 御意見でございますが、先ほども申し上げましたように、私の所管と多少食い違つて参りますが、御趣旨のあるところは社会局といひましたし、また私どももいたしましても、大臣にも申し上げたいと思ひますが、十分その方面に積極的な対策を進めて参るということには、御賛成を得るものと考えております。

○愛田委員 次は次長にお伺ひします。これは少し具体的なものに入るのではありませんが、電気とか光線とか、こういうものを特に禁止した理由、その理由を特に明らかにしないと、社会問題としても重大な問題を含みますので、これを明瞭にしていただかなければならぬと思ひます。従つて、無害であるということが確認されるものにおいては、これは何らかの形で残さなければならぬ、そのまゝ營業を続けていかなければならないという結論が、参議院の附帯決議にも出ておるわけです。このことについて、厚生省としては、もう一つ進んで、光線や電氣を使うのは、治療効果の上のものもあるが、それは医師の素養のない人がやるので結局危害が起るのだ、こう実は言われたと思ひます。しかし技術者として、技術をやる人が至るところの病院におけるわけはありますか。医者の中には、光線治療のような治療をやる医者というものは、きわめて数が少いと思ひますし、開業として治療をやつておるお医者さんがどれくらいあるか、他の医者との比較をしていただきたい。これは調べておいていただきたい。これは、これは調べるべきであると思ひます。しかし実際、医者の中には、この点は君の方の電氣治療でこれからはやつてくれ、神経痛その他治療をやつてくれと依頼されて、現に技術をやっておる人たちがたくさんおる。また利用をする側から考へても、町に医者がおらぬというところでは、技術的にもすくなくれておつて、医師からもある程度の信頼を受けて、人がその医師の指示を受けて治療に

當つておる、こういう場合が実情だらうと思ふのであります。しかも、現実には治療効果が上つて、そうして多くの信頼を受けておる人たちが存在するということを考へたときに、こういう社会の実情を無視することは、できないと思ふのであります。今お尋ねした中において、医者の素養はないけれども、技術者として医師から依頼されて治療に當つて、非常に喜ばれておる人もあるという現実を考へたときに、療術行為そのものを禁止するという理由からは、こういうものははずされるべきではないかと思ふのでありますが、その点、あわせて御答弁願ひたいと思ひます。

○高田(浩)政府委員 医師の数はちよつとつまびらかにいたしません、診療料の額としまして整形外科につきましては病院が七百八十八、一般診療所が千四百八、理学診療科については病院が千三百九十一、一般診療所が二千七百六十三、これだけのものが診療科としては現存しておるようには承知をいたしております。これは多少先生の御見解と違ふ結果になると思ひますが、電氣とか光線等につきましては、医師直接なり、あるいは医師の直接の指導監督のもとに行われるべきである、病院あるいは診療所以外でこういう行為が行われることは適当でないと思ひます。

○愛田委員 現実に病院、診療所以外において、医師の委託や指導を受けてやつておる人たちは、それは現に認められておる療術行為としてやつてきておる人たちであります。こういう人たちをそのままの形で存置して、医師の指導やあるいは指示で業を続けるという

ことは、現実の問題としては、今までも容認されておるのであるから、次長はお認めにならなければならぬと思ひます。この点實際問題として、この技術というものを一々医師が直接やるわけにいかないものであるから、その限りにおいてそうした医師の指導のもとになし得る技術者を認めるということ、は、現業者においては、特に私は危害という事もないのでありますから、限られた人たちのそういう形で容認していくということは、これは筋が通ると思ひますが、これはいかがでありますか。

○高田(浩)政府委員 具体的な問題についてのお話かどうか、よく存じませんけれども、それはたまたま医師との関係において技術を行なっておるものもあるかもしれませんけれども、しかし、医師のそういうことがなければ技術を行わないというような格好のもの、おそろく私はない、やはり大部分は独立をしてやっておる格好になつておると思ひますが、それらについては、やはり好ましい形とは考へておりません。

○受田委員 これは相当大事な問題で、明らかにしておかないと、これがうやむやにされては、非常に重大な問題だと思ひます。私はなお明らかにしておきたいところがたくさんあるわけでありまして、厚生省は、今後三年の間にあんな試験に合格した者を転業させて救済しようという考へのおうであります。これを本質的に考へたときには、あんな以外の器械器具等を用いた人があんなの試験を受けるということ、は、技術的に初めから出発のし直しになるというふうにはお考へになりませ

んか。解剖学その他については、共通の部面がありますけれども、そうした実技に關しては、これは非常な大転換である。その大転換を要する結果になるというふうな形になりませんか。

○高田(浩)政府委員 從來やっておりますした仕事と違つた形になるという意味においては、確かに転換であると思ひます。それなればこそ、一年とか半年とかいうことでなしに、三年という期間を置いたわけでありまして、

○受田委員 長期にわたつて業を続けさせた人に対する転業対策として、今政府はどういう点に重点を置かれておられますか。

○高田(浩)政府委員 生かされる場合もあるうし、生かされない場合もあるうと思ひますが、しかし何らかの関連はあり得る場合が多いと思ひます。

○受田委員 医師の協力者あるいは補助者としてなし得る、そうした立場の転業の場合、器械器具等については、自分の用いてゐる器械器具を医師がそのまま容認することを、政府は一応想定しておられるのですか。

○高田(浩)政府委員 今のお話の点は、具体的な問題でございまして、この場で一般的にどうのこうのと申し上げることはできないと思ひます。

○受田委員 政府は結局従来の療術行為をする人々の技術を生かすという点については、十分考へておるといふ基本的な考へがあると認めてよろしうございませう。

○高田(浩)政府委員 適正なる技術を有する限りにおいては、これが医者の直接指導監督のもとに生かされる場合は、当然あり得ると思ひます。

あるいは一般の療術行為をする人にとつても、こういう程度の疾病の種類によつては、医師以外の療術行為をする人、これを容認する分野があるとお考へてあります。

○高田(浩)政府委員 ただいまお話しした神経痛あるいはリウマチ等につきましても、これらの治療は当然医師のなすべき分野に属すると考へます。

○受田委員 そうすると、あんな、はきゅう、柔道整復の方々がなし得る治療の限度は、どういふような疾病でありますか。

○高田(浩)政府委員 法律の趣旨いたしまして十九条の二を置いて、特に救済措置としてこの方面の転換を期待しておるのでございましてけれども、たまたま医師等において、技術者と申しますか、こういった関係の人を求める場合におきましては、積極的にお世話申し上げたいと考へております。

○受田委員 電気、光線等についての技術を利用して、医師の協力者として、医師の補助者として、その人々のあつての労をとることについては、政府は容認されておるわけですね。

○高田(浩)政府委員 医師の直接の指導監督におきますようなときは、こういった電気、光線あるいは整形外科方面に、そういった補助者が必要であるというところは承知いたしております。

○受田委員 政府がそういう方面に転業をさせるということは、その仕事は医師の指導のもとにおいては、今までやってきた仕事が一応生かされるという立場でさう申されるわけでありま

○高田(浩)政府委員 今のお話の点を、具体的な問題でございまして、この場で一般的にどうのこうのと申し上げることはできないと思ひます。

○受田委員 政府は結局従来の療術行為をする人々の技術を生かすという点については、十分考へておるといふ基本的な考へがあると認めてよろしうございませう。

○高田(浩)政府委員 適正なる技術を有する限りにおいては、これが医者の直接指導監督のもとに生かされる場合は、当然あり得ると思ひます。

○高田(浩)政府委員 適正なる技術を有する限りにおいては、これが医者の直接指導監督のもとに生かされる場合は、当然あり得ると思ひます。

○受田委員 今の医療行為の境界の問題をお尋ねしておきたいと思ひます。医師のやる行為と医師のやる以前の行為との境界ですが、この境界は、さつきもお尋ねしたのですが、非常にむづかしいけれども、そこをはつきりしなければならぬ。こういうことは、私はこの法律を通される機会に、政府はぜひ考へて下さらなければならぬと思ひます。現在の医療の上で、医師以外の者が治療をなし得る程度の疾病としては、神経痛とリウマチ、こういうようなものは当然医師が治療してまたあんな、はり、きゅう、柔道整復

○高田(浩)政府委員 本末から申し上げれば、医師の診察に基いて行うことが、より適正に行われたいと思ひます。

○受田委員 その点について、あんな、はり、きゅう、柔道整復というものは、比較的そういう作用がないと思ひますが、器具を用いる場合などにおいては、危険な結果が起つて

○高田(浩)政府委員 本末から申し上げれば、医師の診察に基いて行うことが、より適正に行われたいと思ひます。

○受田委員 その点について、あんな、はり、きゅう、柔道整復というものは、比較的そういう作用がないと思ひますが、器具を用いる場合などにおいては、危険な結果が起つて

○高田(浩)政府委員 本末から申し上げれば、医師の診察に基いて行うことが、より適正に行われたいと思ひます。

○受田委員 その点について、あんな、はり、きゅう、柔道整復というものは、比較的そういう作用がないと思ひますが、器具を用いる場合などにおいては、危険な結果が起つて

○高田(浩)政府委員 本末から申し上げれば、医師の診察に基いて行うことが、より適正に行われたいと思ひます。

○受田委員 その点について、あんな、はり、きゅう、柔道整復というものは、比較的そういう作用がないと思ひますが、器具を用いる場合などにおいては、危険な結果が起つて

○高田(浩)政府委員 本末から申し上げれば、医師の診察に基いて行うことが、より適正に行われたいと思ひます。

○受田委員 その点について、あんな、はり、きゅう、柔道整復というものは、比較的そういう作用がないと思ひますが、器具を用いる場合などにおいては、危険な結果が起つて

の他面において、他の器械を作るという事はあり得ることだと思ひます。

○受田委員 あんま、マッサージ等が用いる電気器具、そういうものは、政府が示す自己の手を導体とするとかいう程度のワク内であれば、どういふものを作つてこれを治療の補助的役割に使つてもいいと解釈してよろしいか。

○高田(港)政府委員 自分があんま等を行います補助手段として使う場合におきましては、先ほど申し上げましたような制限を設けておきますし、今後いろいろな形態が出ますれば、それについて、さらに検討した上で、具体的な限度というものをきめなければならぬと思ひます。それが一つ。それから自己の仕事の補助手段として使わない、それと関係ないのでありますれば、たとえばレントゲンを作ろうと、あるいはその他の電気器具を作ろうと、こればいゆる營業の自由であると思ひます。

○受田委員 個人が作ることをお尋ねしてゐるわけじゃないのです。つまり、関係のない器具を製造するものは問題ない。あんま、マッサージで使用する電気器具について、政府が嚴重なワクははめておるとするならばどうか、ということをお尋ねしたのであつて、もしそれが自由に政府の認めた限度内で作ることが認められるならば、それは現在電気、光線の中の電気として治療をやつておる人々と大差のないことも、結果的に考えられるわけですね。この点も、政府の示すワク内における電気器具を使用するということがなるならば、政府が何らかの規格を示すとか、あるいはその器具を常に検査してやつておるかどうか、そういう

うこともあわせて御答弁願ひたい。

○高田(港)政府委員 実は私お答え申し上げましたのは、先ほど先生は、製作というお話でございまして、製作というものと、それから仕事の補助手段として使うという使用ということとは別のことである。従つて、使うからには、従来規定をいたしております範囲のものでなければならぬ。しかし、使わないのであるならば、製造という点について別に制限はない、そういう趣旨で申し上げたのでございませうが、もし作つて、すぐそれは使うという趣旨であるならば、これは使うという点について私が答え申し上げた点で、御了承いただきたいと思ひます。

○受田委員 およそあんま、マッサージ等をなさる人々で、電気器具を、自分で使わないものを製造するものはあり得ぬと思ひます。従つて、実際に使用されるものを製造するのであつて、研究のためにそれを作るというのとはきつめてまゐるのです。従つて、私がお尋ねしておるのには、實際それ自身で作つて工夫して、政府の示したワク内で電気器具を使つて療法を行う、そのときに電氣を使つておる現在の療術業の方々のやつておられる電氣治療とよく接近したものが考えられると思ひます。この点におきまして、政府は、現にあんまの用いる電気器具を嚴重に調査研究されておるかどうか。また、そういうものについては、器具について非常に幅が考えられるならば、あんまあるいはマッサージの立場から、補助的な電氣療法というものが、當然強く考えられると思ひますのでありますが、そういうものに関連するの

で、御質問をいたします。

○高田(港)政府委員 先ほど来申し上げておりますように、自己の手を導体として使う限度というふうな考へておきまして、それ以上のものは認めない建前になっております。しかし、その自己の手を導体とする限りにおいては、器具器械の形なり、そういう事柄については、別に今規定を設けておりません。

○受田委員 そうすると、自己の手を導体とする限度においては、いかなるものを作つてもいいということになるわけですね。そうすると、現に電氣を用いてあんま、マッサージの補助的役割を果しておるいろいろなものがたくさん出ておるわけですが、こういうものについては、政府は研究をされておられますか。それと同時に、電氣療法をやつておる人々の電氣器具というものは、みな非常に制約を受けて作つておるのでありますが、こういうものについて、ある一定のワク内で作られておるこれらの器具、それによる療法としてきておる、政府としてそういうものの實際調査をやられてきたのですか。

○高田(港)政府委員 あんま師等が使います電氣器具につきましては、先ほど申し上げましたような限定をいたしておりますが、その他のいわゆる療術行為で電氣等を使つておりますものについては、そういう規定は、現在定められたものはないわけでございます。これらについては、先ほど来申し上げましたように、過去においていろいろ検討をいたしたのでございます。

○受田委員 現在やられておるそうし

た民間の電氣治療器具というふうなもの、監督が全然されてないというお話であります。これははなはだ怠慢なことであると思ひます。保健上危害があると思われるものは、どしどし取り締まるべきであるのに、それを放任しおりました實際は、はなはだ驚くべきことだと私は思ひますが、いかがでしよう。

○高田(港)政府委員 もちろん完全に放任をしてゐるわけではございませんで、ある程度の取締り的な行為も行なつておりますが、それが過去において不徹底であつたという事は、これは残念ながらあり得ると思ひます。なお今後それらの点については、十分検討をいたしたいと思ひます。

○中村委員長 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○中村委員長 本日の請願日程全部を一括議題といたします。

本委員会に付託されました請願は、すべて請願審査小委員会の審査に付し、おこすので、この際請願審査小委員長より報告を聴取いたします。吉川兼光君。

○吉川(兼)委員 二十七日及び本日開会の請願審査小委員会における審査の結果を御報告いたします。

四八より第一五二、第一五六、第一八〇より第一八六まで、第一八八、第一九一、第二二九より第二三六まで、第二五一、第二五二、第二五七、第二八一より第二八八まで、第二九〇より第二九七まで、第三〇二より第三〇四まで、第三一三より第三一八まで、第三四五、第三五二、第三五九、第三六〇、第三七八、第三七九、第三八一、第三八七、第三九二、第三九五、第三九六、第四〇一、第四二六、第四二八、第四二九、第四三四、第四六三、第四六八、第四六九、第四八〇、第四八四より第四八六まで、第四九二、第四九三、第四九五、第五二九、第五三一、第五三二、第五三五、第五五六、第五五七、第五六六、第五七五、第六三三、第六三八、第六四〇、第六四一、第六四五、第六四七より第六四九まで、第六五五、第六八四三、第六八四四、第六八八、第六八四、第六八五、第六九一、第六九二、第六九三、第六九四、第六九五、第六九六、第六九七、第六九八、第六九九、第七〇〇、第七〇一、第七〇二、第七〇三、第七〇四、第七〇五、第七〇六、第七〇七、第七〇八、第七〇九、第七一〇、第七一一、第七一二、第七一三、第七一四、第七一五、第七一六、第七一七、第七一八、第七一九、第七二〇、第七二一、第七二二、第七二三、第七二四、第七二五、第七二六、第七二七、第七二八、第七二九、第七三〇、第七三一、第七三二、第七三三、第七三四、第七三五、第七三六、第七三七、第七三八、第七三九、第七四〇、第七四一、第七四二、第七四三、第七四四、第七四五、第七四六、第七四七、第七四八、第七四九、第七五〇、第七五一、第七五二、第七五三、第七五四、第七五五、第七五六、第七五七、第七五八、第七五九、第七六〇、第七六一、第七六二、第七六三、第七六四、第七六五、第七六六、第七六七、第七六八、第七六九、第七七〇、第七七一、第七七二、第七七三、第七七四、第七七五、第七七六、第七七七、第七七八、第七七九、第七八〇、第七八一、第七八二、第七八三、第七八四、第七八五、第七八六、第七八七、第七八八、第七八九、第七九〇、第七九一、第七九二、第七九三、第七九四、第七九五、第七九六、第七九七、第七九八、第七九九、第八〇〇、第八〇一、第八〇二、第八〇三、第八〇四、第八〇五、第八〇六、第八〇七、第八〇八、第八〇九、第八一〇、第八一一、第八一二、第八一三、第八一四、第八一五、第八一六、第八一七、第八一八、第八一九、第八二〇、第八二一、第八二二、第八二三、第八二四、第八二五、第八二六、第八二七、第八二八、第八二九、第八三〇、第八三一、第八三二、第八三三、第八三四、第八三五、第八三六、第八三七、第八三八、第八三九、第八四〇、第八四一、第八四二、第八四三、第八四四、第八四五、第八四六、第八四七、第八四八、第八四九、第八五〇、第八五一、第八五二、第八五三、第八五四、第八五五、第八五六、第八五七、第八五八、第八五九、第八六〇、第八六一、第八六二、第八六三、第八六四、第八六五、第八六六、第八六七、第八六八、第八六九、第八七〇、第八七一、第八七二、第八七三、第八七四、第八七五、第八七六、第八七七、第八七八、第八七九、第八八〇、第八八一、第八八二、第八八三、第八八四、第八八五、第八八六、第八八七、第八八八、第八八九、第八九〇、第八九一、第八九二、第八九三、第八九四、第八九五、第八九六、第八九七、第八九八、第八九九、第九〇〇、第九〇一、第九〇二、第九〇三、第九〇四、第九〇五、第九〇六、第九〇七、第九〇八、第九〇九、第九一〇、第九一一、第九一二、第九一三、第九一四、第九一五、第九一六、第九一七、第九一八、第九一九、第九二〇、第九二一、第九二二、第九二三、第九二四、第九二五、第九二六、第九二七、第九二八、第九二九、第九三〇、第九三一、第九三二、第九三三、第九三四、第九三五、第九三六、第九三七、第九三八、第九三九、第九四〇、第九四一、第九四二、第九四三、第九四四、第九四五、第九四六、第九四七、第九四八、第九四九、第九五〇、第九五一、第九五二、第九五三、第九五四、第九五五、第九五六、第九五七、第九五八、第九五九、第九六〇、第九六一、第九六二、第九六三、第九六四、第九六五、第九六六、第九六七、第九六八、第九六九、第九七〇、第九七一、第九七二、第九七三、第九七四、第九七五、第九七六、第九七七、第九七八、第九七九、第九八〇、第九八一、第九八二、第九八三、第九八四、第九八五、第九八六、第九八七、第九八八、第九八九、第九九〇、第九九一、第九九二、第九九三、第九九四、第九九五、第九九六、第九九七、第九九八、第九九九、一〇〇〇。

○中村委員長 以上で報告は終りました。

ただいまの報告について、御発言はございませんか。なければ、採決いたします。ただいまの小委員長長の報告の通り決するに御異議ございませんか。

○中村委員長 以上で報告は終りました。

ただいまの報告について、御発言はございませんか。なければ、採決いたします。ただいまの小委員長長の報告の通り決するに御異議ございませんか。

○中村委員長 以上で報告は終りました。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認めて、
そのように決します。

次に、ただいま採択の上内閣に送付
すべきものと決しました請願に関する
委員会の報告書の作成等につきまし
ては、委員長に御一任願いたいと存じ
ますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認めて、
そのように決します。

なおただいまお手元に配付いたしま
した陳情書が、本委員会に参考送付さ
れておりますので、一応お知らせ申し
上げておきます。

それでは暫時休憩いたします。

午後五時四十六分休憩

〔休憩後は開会に至らなかった〕

〔参照〕

優生保護法の一部を改正する法律案
〔参議院提出〕に関する報告書

歯科衛生士法の一部を改正する法律

案〔内閣提出〕〔参議院送付〕に関する
報告書

歯科技工法案〔内閣提出〕〔参議院送
付〕に関する報告書

請願に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年八月六日印刷

昭和三十年八月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局